

千葉県廃棄物処理施設の設置及び 維持管理に関する指導要綱集

令和 7 年 6 月 2 7 日

千葉県環境生活部廃棄物指導課

目 次

1	千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱	1
2	廃棄物処理施設の立地等に関する基準	20
3	廃棄物処理施設の構造に関する基準	27
4	廃棄物処理施設の維持管理に関する基準	53
5	環境調査指針	75
6	千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理 に関する指導要綱 別記様式	79

千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱

昭和61年4月1日制定
平成2年4月1日一部改正
平成7年4月1日一部改正
平成9年4月1日一部改正
平成9年12月1日一部改正
平成10年6月17日一部改正
平成16年6月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成23年7月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
令和元年7月1日一部改正
令和3年5月17日一部改正
令和6年3月1日一部改正
令和7年6月27日一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、事業者等が廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行う場合に、県が事業者等に対し、公害防止、災害防止等のための必要な指導を行うことにより、生活環境の保全及び廃棄物の適正処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- 二 令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- 三 規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- 四 条例 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成14年千葉県条例第3号）をいう。

五 廃棄物の処理 廃棄物の埋立処分、中間処理（最終処分以外の処分をいう。）、積替保管及び再生利用をいう。

六 廃棄物処理施設 次に掲げる施設をいう。

イ 最終処分場 一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所及び産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所で次に掲げるものをいう。

（イ）令第5条第2項に規定する一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所

（ロ）令第7条第14号イからハまでに規定する産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所

ロ 中間処理施設 一般廃棄物の処理施設及び産業廃棄物の処理施設のうち次に掲げるものをいう。

（イ）法第8条第1項に規定するごみ処理施設及びし尿処理施設

（ロ）令第7条第1号から第13号の2までに規定する処理施設

（ハ）産業廃棄物の排出事業者に係る処理施設で、イ、ハ及びニに掲げるもの並びに（イ）及び（ロ）に該当するものを除き、現に事業活動を営んでいる場所以外に設置する産業廃棄物の破碎施設であって1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの（令第7条に規定されるもの及び自走式破碎機を除く）

（ニ）産業廃棄物処理業者の当該業に係る施設で、イ、ハ及びニに掲げるもの並びに（イ）及び（ロ）に該当するものを除く処理施設

ハ 産業廃棄物の積替・保管施設 令第6条第1項第1号ハ及びホ並びに令第6条の5第1項第1号ロ及びニに規定する積替え又は保管を行う施設（廃棄物の排出事業者に係るものを除く。）をいう。

ニ 産業廃棄物の再生利用施設 廃棄物再生利用業者に係る積替・保管施設及び再生活用施設をいう。

七 設置等 次に掲げる事項をいう。ただし、第27条の2第1項に規定する廃棄物処理施設の更新及び設備の交換を除く。

イ 廃棄物処理施設の設置

ロ 廃棄物処理施設の主要な設備の変更又は処理能力の増加

ハ 廃棄物処理施設において取扱う廃棄物の種類の変更（種類の追加に限る。）

ニ 廃棄物処理施設用地の拡大

ホ 排出事業者が、自ら排出する廃棄物を処理することを目的として現に有しているか又は使用している処理施設の、産業廃棄物処理業の目的での使用

ヘ その他環境保全、災害防止のうえで支障を及ぼすおそれがあると知事が認める廃棄物処理施設の変更

八 事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 廃棄物の排出事業者

ロ 廃棄物処理業者 次に掲げる許可を受けようとする者及び既に許可を受けている者をいう。

(イ) 法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業又は一般廃棄物処理業変更の許可

(ロ) 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業変更の許可

(ハ) 法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業変更の許可

ハ 産業廃棄物再生利用業者 規則第9条第2号又は規則第10条の3第2号の規定による指定を受けようとする者及び既に指定を受けている者をいう。

ニ その他 イ、ロ及びハ以外で、次に掲げる許可を受けようとする者及び既に許可を受けている者をいう。

(イ) 法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置又は変更の許可

(ロ) 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設設置又は変更の許可

(ハ) 条例第12条第1項又は条例第15条第1項の規定による小規模産業廃棄物処理施設設置又は変更の許可

(事業者等の責務)

第3条 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等及び廃棄物の処理を行うに当たっては、法その他関係法令で定める諸基準のほか、この要綱に定める諸基準を遵守しなければならない。

2 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等及び廃棄物の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。

3 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等の計画策定に当たっては、県及び関係市町村が定めた土地利用計画及び環境保全に関する計画に適合するよう努めなければならない。

4 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等に当たっては、地域住民等の理解を得るようにしなければならない。

5 事業者等（廃棄物処理業者に限る。）は、廃棄物処理施設の設置等の計画策定及び廃棄物の処理を行うに当たっては、県域から排出される廃棄物の取扱いを優先するものとし、県域以外の地域から排出される廃棄物の取扱いを抑制するよう努めなければならない。

6 事業者等又はその代行者等は、廃棄物処理施設の設置等に関し、地域住民その他の関係者への強要、脅迫その他これらに類似する威嚇行為はしてはならない。

第2章 事前協議

(事前協議)

第4条 事業者等は、次の各号に掲げる廃棄物処理施設（都市計画法第11条に規定する施設で都市計画決定されるものを除く。）の設置等を行おうとする場合には、次項に規定する申請又は届出を行うにあたって、あらかじめ、廃棄物処理施設設置等事前協議書（別記第1号様式）を知事に提出し、協議しなければならない。

- 一 廃棄物の排出事業者に係る最終処分場（現に事業活動を営んでいる場所以外の場所に設置するものに限る。）
- 二 廃棄物の排出事業者に係る中間処理施設（現に事業活動を営んでいる場所以外の場所に設置するものに限る。）
- 三 廃棄物処理業者の当該業に係る最終処分場、中間処理施設及び産業廃棄物の積替・保管施設
- 四 産業廃棄物の再生利用施設

2 前項に規定する申請又は届出は次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置又は変更の許可申請
- 二 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業変更の許可申請
- 三 法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業変更の許可申請
- 四 法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設設置又は変更の許可申請
- 五 法第14条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の変更の届出
- 六 規則第9条第2号又は規則第10条の3第2号の規定による産業廃棄物再生利用業者の指定の申請
- 七 条例第12条第1項又は条例第15条第1項の規定による小規模産業廃棄物処理施設設置又は変更の許可申請
- 八 第20条第2項の規定による許可を要しない廃棄物処理施設の設置の届出

3 第1項の廃棄物処理施設設置等事前協議書には別表1に掲げる関係書類等を添付しなければならない。

4 第1項各号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当し、知事が適当と認める場合は、第1項の事前協議を省略することができる。

- 一 既に製造施設等として設置され、おおむね5年以上の生産実績のある施設を利用して廃棄物を処理（再生活用を含む。以下同じ。）するとき
 - 二 廃棄物を排出する事業者が当該廃棄物を自ら処理するために設置し、おおむね5年以上処理実績がある処理施設等を利用して他人の廃棄物を処理するとき
 - 三 土地区画整理事業等に伴い施設を移設するとき（当該事業区域地内での移設に限る。ただし、最終処分場を除く。）
 - 四 おおむね5年以上の処理実績がある同一事業場内の同一種類の処理施設の増設、更新又は変更であって、能力の増加が当該施設に係る事前協議時の50パーセント以内であるとき（変更によって新たに令第5条第1項若しくは第2項又は令第7条各号に規定する廃棄物処理施設に該当する場合及び廃棄物処理施設用地を拡大する場合を除く。）
 - 五 生活環境への影響を改善する目的で行う施設の変更
 - 六 主要な施設の変更を伴わない施設の変更又は廃棄物の種類の変更（変更によって新たに令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設に該当する場合、新たに感染性産業廃棄物又は新たに有害産業廃棄物を追加する場合を除く。）
 - 七 その他、既に事前協議と同等の手続がなされていると知事が認める施設
- 5 事業者等は、前項の規定の適用を受けようとするときは、事前協議書とともに事前協議の省略理由を示す図書を知事に提出するものとする。
 - 6 事業者等は、第1項の規定により知事に提出する事前協議書等（別記第1号様式及び第3項の関係書類等をいう。以下同じ。）及び事前協議において、知事が別に定める立地等に関する基準（以下「立地基準」という。）、構造に関する基準（以下「構造基準」という。）及び維持管理に関する基準（以下「維持管理基準」という。）に適合するようにしなければならない。
 - 7 知事は、事前協議書等の提出時において、前項の基準に明らかに適合しないと認められる事前協議書等に係る事前協議又は廃棄物の処理に関し、改善命令、改善勧告等を受け、その改善を行わない者に係る事前協議については応じないものとする。

（関係市町村長に対する意見聴取）

- 第5条 知事は、前条第1項の規定による事前協議書等を受理したときは、当該事前協議書等を関係市町村長に送付し、次の各号に掲げる事項について関係市町村長の意見を聴くものとする。
- 一 第3条第3項に規定する土地利用計画及び環境保全に関する計画への適合状況
 - 二 地域の環境保全上の留意点
 - 三 市町村の事務に係る手続等
- 2 前項の関係市町村長は、意見を述べるに当たり、事業者等に対し説明を求めることが

できる。

(現地調査)

第6条 千葉県環境生活部廃棄物指導課長（以下「廃棄物指導課長」という。）は、第4条第1項の規定による事前協議書等を受理した後、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

(協議会の設置及び運営)

第7条 県に、廃棄物処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、千葉県廃棄物処理施設設置等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(協議会の審査)

第8条 廃棄物指導課長は、事前協議書等を協議会の審査に付するものとする。

2 協議会会長は、事前協議書等の審査のため必要と認める場合には、事業者等に対し説明を求めることができる。

3 廃棄物指導課長は、第1項の規定により協議会の審査に付する際に事前協議書等と併せて第5条第1項の規定に基づく関係市町村長の意見を協議会に提出するものとする。

(計画の審査指示等)

第9条 知事は、協議会の審査結果に基づき、事業者等に対し廃棄物処理施設の設置等を行うに当たっての留意事項、計画の変更又は当該計画の廃止の指示（以下「審査指示」という。）を行うものとする。

2 知事は、前項の審査指示を行うにあたり生活環境の保全に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

3 知事は、第1項の審査指示（廃棄物処理施設の設置等を行うに当たっての留意事項に限る。）を行うときは、次の各号の一により定める事前協議書等の内容を周知することが適当と認められる地域（以下「関係地域」という。）を、併せて指示するものとする。

一 最終処分場の計画にあつては、計画区域からおおむね300メートル以内の地域及び搬入道路（国道、県道、市町村道及び法定外共用道路を除く。以下同じ。）の沿道（道路端からおおむね30メートル以内の地域。以下同じ。）

二 最終処分場以外の計画にあつては、計画区域からおおむね200メートル以内の地域及び搬入道路の沿道

4 審査指示を受けた事業者等は、当該指示事項に関し、調整の見通しがあると自ら判断した場合は、審査指示事項回答書（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

(関係機関等との調整)

第10条 事業者等は、審査指示事項を満足させるための関係機関との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

(説明会の開催)

第11条 事業者等は、第9条第3項の規定により知事が指示した関係地域に居住する住民（以下「関係地域住民」という。）に対し、自らの責任において説明会を開催し、事業計画の説明を行わなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域の周辺地域で開催することができる。

2 事業者等は、説明会を開催するに当たっては、その場所、日程、事業計画の概要等について、あらかじめ、関係地域住民に周知を図らなければならない。

3 事業者等はその責めに帰することのできない理由で説明会を開催することができない場合は、事前協議書等についてその内容を平易に要約した文書を配布する等の方法により周知に努めなければならない。

4 事業者等は、説明会の日程が終了したとき、またはやむを得ず文書等の配布により周知を終了したと判断した場合は、その実施状況について記載した報告書を知事に提出するとともに、その写しを関係市町村長に送付しなければならない。

5 知事は、前項の報告書の内容から、十分説明がなされていないと判断するときは、事業者等に対し、再度説明会を開催することを指示することができる。

6 前項の指示に基づく説明会については、第1項から第4項までを準用する。

(関係地域住民との調整)

第12条 事業者等は、当該事業計画の実施に関する環境保全協定を関係地域を管轄する市町村長又は関係地域住民（世帯主）3分の2以上で構成する団体の長と締結しなければならない。ただし、関係地域住民（世帯主）3分の2以上から当該事業計画の実施に関する環境保全協定と同等の条件による承諾を得たときはこの限りでない。

2 前条及び前項の規定は、当該事業計画が次の各号の一に該当し、知事が適当と認める場合は省略することができる。

一 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条又は千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第26号）第2条に規定する対象事業に該当するとき

二 建設汚泥の最終処分場の設置者が当該処分場で処分するため当該処分場内に汚泥の脱水又は乾燥施設を設置するとき

三 新たに法第8条第1項又は令第7条に規定する施設に該当する施設の変更であって、主要な施設の変更を伴わないとき

(審査指示事項調整済回答書)

第13条 事業者等は、第10条から前条第1項までの調整、協議等が終了した場合は、審査指示事項調整済回答書（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、審査指示事項調整済回答書を受理したときは、これを関係機関に照会し、その内容を確認するものとする。

3 知事は、前項の規定による確認により第10条から前条第1項までの調整、協議等が終了していないと認められる場合には、事業者等に対し当該事項について再度当該調整、協議等を行うことを指示するものとする。

4 前項の規定による調整、協議等については、第10条から第2項までを準用する。

(事前協議の終了通知)

第14条 知事は、前条の規定により調整、協議等が終了したと認められる場合又は第4条第4項の規定により事前協議を省略した場合には、事業者等及び関係市町村長に事前協議が終了した旨を通知するものとする。

(事前協議終了の有効期間)

第14条の2 事前協議終了の有効期間は、前条の通知をした日の翌日から起算して1年間とする。ただし、事前協議終了者から設置に係る許可申請又は届け出の遅延の申し出があり、知事がこれを正当な理由があると認めるときはこの限りでない。

(事前協議の変更)

第15条 事業者等は、第4条第1項の規定により知事に提出した事前協議書等の内容に変更があったときは、変更に係る事前協議書等を知事に提出し、再度協議しなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、変更内容を知事に届け出ることによりこれに代えることができる。

2 第4条から前条までの規定は、変更の事前協議に準用する。

(報告の徴収)

第16条 知事は、事業者等に対し、必要に応じ、調整、協議等の状況について報告を求めることができる。

(事前協議の取下げ及び有効期間)

第17条 事業者等は、事前協議を取り下げる場合には事前協議取下書（別記第5号様式）により速やかに知事に届け出なければならない。

- 2 事前協議書提出後、3年を経過し、かつ協議が進まないとき知事が判断したときは、当該事前協議書等は取り下げられたものとみなす。ただし、事業者等から事前協議の延長の申し出があり、知事がこれを正当な理由があると認めるときはこの限りでない。

(手続の省略)

第18条 知事は、関係法令及び関係地域住民等との調整及び環境保全対策の内容等から適当と認める場合には、第5条及び第8条から第13条までの規定の全部又は一部を省略することができる。

第3章 施設の設置等

(構造基準の遵守)

第19条 事業者等は、廃棄物処理施設を設置しようとするときは、廃棄物処理施設の構造について、構造基準を遵守しなければならない。

(設置に係る許可申請等)

第20条 事業者等のうち、その設置しようとする廃棄物処理施設について、次の各号に掲げる許可を要するものは、第14条の規定による通知を受けた後に当該許可の申請を行うものとする。

- 一 法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置又は変更の許可
- 二 法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可
- 三 条例第12条第1項又は条例第15条第1項の規定による小規模産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可

- 2 事業者等のうち、その設置しようとする廃棄物処理施設について、前項の許可を要しないもの（第4条第1項各号に規定するものに限る。）は、第14条の規定による通知を受けた後に、廃棄物処理施設設置届（別記第6号様式）により知事に届け出なければならない。

(使用前検査)

第21条 事業者等は、廃棄物処理施設（法第8条第1項、令第7条各号又は条例第12条第1項に規定する廃棄物処理施設を除く。）の設置等及び更新の工事並びに第27条の2第2項の規定により知事から本要綱に基づく使用前検査を受けるよう通知された

設備の交換の工事が完了したときは、工事完了報告書（別記第7号様式）により知事に届け出、使用前検査を受けなければならない。

（工事完了確認通知）

第22条 知事は、次の各号に掲げる検査を行い、当該廃棄物処理施設が次項に規定する技術上の基準又は構造基準に適合していると認められる場合には、事業者等にその旨通知するものとする。

- 一 法第8条の2第5項の規定による一般廃棄物処理施設の使用前検査（法第9条第2項において準用する場合を含む。）
- 二 法第15条の2第5項の規定による産業廃棄物処理施設の使用前検査（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）
- 三 条例第14条第3項の規定による小規模産業廃棄物処理施設の使用前検査（条例第15条第2項において準用する場合を含む。）
- 四 前条の規定による使用前検査

2 前項に規定する技術上の基準は次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第8条の2第1項第1号に規定する一般廃棄物処理施設の技術上の基準（法第9条第2項において準用する場合を含む。）
- 二 法第15条の2第1項第1号に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）
- 三 条例第14条第1項に規定する小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準（条例第15条第2項において準用する場合を含む。）

3 事業者等は、第1項の通知を受けた後でなければ、当該廃棄物処理施設を使用してはならない。

（施設の譲受け等の届出）

第23条 事業者等のうち、第20条第1項各号に掲げる許可を要しない廃棄物処理施設（第4条第1項各号に規定するものに限る。）を譲り受け、又は借り受けようとする者は、廃棄物処理施設譲受け・借受け届（別記第6号の2様式）により知事に届け出なければならない。

（処理業の許可の申請）

第23条の2 次の各号に掲げる許可又は指定の申請を要するものは、第22条第1項の規定による通知を受けた後、又は前条の規定による届出を行った後に申請を行うものとする。

- 一 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の2第1項の規定による産業廃棄

物処理業又は産業廃棄物処理業変更の許可

二 法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業変更の許可

三 規則第9条第2号又は規則第10条の3第2号の規定による産業廃棄物再生利用業者の指定

第4章 維持管理

(維持管理に関する基準の遵守)

第24条 事業者等は、当該廃棄物処理施設の維持管理に当たっては、維持管理基準を遵守しなければならない。

(維持管理状況の報告)

第25条 事業者等は、当該廃棄物処理施設（法第8条第1項又は令第7条各号に規定する廃棄物処理施設を除く。）の維持管理の状況を毎日記録し、毎年4月から翌年3月までの分を同年4月末日までに廃棄物処理施設維持管理報告書（別記第8号様式）により知事に報告しなければならない。

(事故時の措置)

第26条 事業者等は、廃棄物処理施設、保管施設又はその他関連施設について、故障、破損その他の事由により事故が生じたときは、直ちに応急の措置をとるとともに、速やかに廃棄物処理施設事故報告書（別記第9号様式）により知事にその状況を報告するものとする。

2 前項の場合において、知事が事業者等に対し事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを指示したときは、事業者等はこれに従わなければならない。

3 知事は、前項の措置が完了するまでの間、当該廃棄物処理施設の操業の停止を指示することができる。

(廃止・休止・再開届出)

第27条 事業者等は、廃棄物処理施設（法第8条第1項、令第7条各号又は条例第12条第1項に規定する廃棄物処理施設を除く。）を廃止し、若しくは休止し、又は休止した当該廃棄物処理施設を再開したときは、遅滞なく、廃棄物処理施設廃止（休止・再開）届出書（別記第11号様式）により知事に届け出なければならない。

(施設の更新及び設備の交換)

第27条の2 事業者等は、廃棄物処理施設について、次の各号に掲げる更新又は交換をしようとするときは、あらかじめ廃棄物処理施設更新等事前届出書(別記第11号様式の2)により知事に届け出なければならない。

一 同一の廃棄物処理施設への更新

二 廃棄物処理施設の一部(主要な設備に限る。)の同一のものへの交換

三 第20条第2項の規定により届け出された廃棄物処理施設の同一でないものへの更新(廃棄物処理施設の主要な設備の変更に該当しない、かつ処理能力が10パーセント以上増大しない場合に限る。)

2 知事は、前項の届出があった場合には、事業者等に対し、必要な手続を通知するものとする。

(閉鎖協議等)

第28条 事業者等は、最終処分場を廃止しようとするときは、あらかじめ廃棄物最終処分場閉鎖協議書(別記第12号様式)により知事に協議し、承認を得なければならない。

第5章 その他

(許可手続の中断等)

第29条 知事は、事業者等が廃棄物の処理に関し法及び他の関係法令に基づく改善命令、改善勧告等を現に受けている場合においては、その改善等を行うまでの間、この要綱に基づく手続を中断することができる。

(台帳の整備等)

第30条 知事は、第4条第1項の規定による事前協議について、その内容を記した台帳を整備するものとする。

(書類等の提出先)

第31条 本要綱に基づき知事に提出する書類等の提出先は、廃棄物指導課とする。ただし、第20条第2項、第21条、第25条、第26条第1項及び第27条に係る書類のうち、廃棄物の排出事業者の中間処理施設に係るもの(市原市に設置されるものを除く。)については当該中間処理施設の所在地を管轄する地域振興事務所とする。

(提出書類の部数)

- 第32条 第4条第1項、第3項、第5項、第13条第1項、第15条第1項、第20条第2項、第21条及び第23条に係る書類等は、廃棄物指導課長の指示する部数とする。
- 2 第9条第4項、第11条第4項、第17条第1項、第20条第2項、第22条、第25条、第26条第1項、第27条、第27条の2及び第28条に係る書類は、各1部とする。

(適用除外)

- 第33条 この要綱の規定は、千葉市、船橋市及び柏市の区域においては適用しない。

(委任)

- 第34条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和61年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に、この要綱の施行前の諸規定に基づき提出されている廃棄物処理施設に係る計画等は、この要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に、この要綱の施行前の諸規定に基づきなされている現地調査、関係市町村長に対する意見聴取、指示等及び事前協議、指示に対する回答等は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に、この要綱の施行前の諸規定に基づき事前協議中である廃棄物処理施設については、第6条、第7条、第8条第3項又は第9条第2項若しくは第3項の規定は適用せず、第9条第9項の規定については、同項中「関係機関」を「必要に応じて関係機関」と読み替えて適用するものとする。
- 5 この要綱の施行の際現に、この要綱の施行前の諸規定に基づき指示を受けた事前協議中の廃棄物処理施設にあっては、第9条第6項の規定については、同項中「審査指示したときからおおむね2年」を「この要綱の施行の日から2年」と読み替えて適用するものとする。
- 6 知事が別に定める立地等に関する基準、構造に関する基準及び維持管理に関する基準に関する経過措置については、各々の基準において定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

ただし、第4条第3項及び第4項の規定は平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行の際、現に存する小規模自己処分場の設置者は、平成7年6月30日までに第21条の規定に準じて知事に届出を行うものとする。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第4条第1項の規定によってなされた事前協議書等に対しては、第11条及び第12条の規定は適用しない。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第9条の規定に基づき審査指示を受けた廃棄物処理施設については、第17条第3項の規定については、同項中「審査指示の日から起算して2年間」を「この要綱の施行の日から2年間」と読み替えて適用する。
- 4 立地基準、構造基準及び維持管理基準に関する経過措置については、各々の基準において定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき廃棄物処理施設設置届がなされている最終処分場については第24条から第28条の規定を適用する。また、事業者等は当該最終処分場における廃棄物の埋立処分が終了したときは、その終了した日から30日以内に廃棄物埋立終了届出書（別記第10号様式）により知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 立地基準、構造基準及び維持管理基準に関する経過措置については、各々の基準において定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年6月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱によりなされた事前協議については、従前の規定によるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱によりなされた事前協議にあつては、第二章の規定の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、この要綱の施行の際、現に改正前の規定に基づき事前協議中である廃棄物処理施設にあつては、改正後の要綱第14条の2の規定については、同条中「前条の通知をした日」を「この要綱の施行の日」に、改正後の要綱第17条第2項の規定については、同項中「事前協議書提出後、」を「この要綱の施行の日から」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和３年５月１７日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和６年３月１日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

別表 1（第 4 条第 3 項）

事前協議書添付書類

- 1 事業計画書
- 2 処理工程図（処理フロー図）、排水経路図
- 3 施設一覧表
- 4 場内施設配置図
- 5 施設処理能力計算書（施設ごと）
- 6 環境調査報告書（別記第 2 号様式）
- 7 位置図（縮尺 2 5, 0 0 0 分の 1）
- 8 付近の見取図（縮尺 2, 5 0 0 分の 1、周囲の民家等の状況のわかるもの）
- 9 廃棄物処理施設の計画概要図（平面図、立面図、側面図、構造図、断面図、その他）
- 1 0 公図の写し（縮尺 6 0 0 分の 1）
- 1 1 都市計画図
- 1 2 土地利用現況図（縮尺 2, 5 0 0 分の 1）
- 1 3 その他事前協議書中「構造及び維持管理の概要」等で別紙に記載することとしたもの
- 1 4 会社の登記事項証明書（3 ヶ月以内のもの）
- 1 5 土地権利原を確認する書類（計画地の土地の登記事項証明書等、3 ヶ月以内のもの）
- 1 6 施設設置等に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 1 7 事前申出終了がわかる書類（一般廃棄物処理施設のみ）
- 1 8 法第 8 条第 3 項及び第 1 5 条第 3 項で規定する生活環境影響調査書の調査の計画（方法）を記載した書類（第 8 条及び第 1 5 条に規定する廃棄物処理施設）
- 1 9 事前協議の省略理由を示す図書（省略事由に該当する場合のみ）
- 2 0 最終処分場にあつては次の書類
 - （1）施設設計説明書
 - ①維持管理・防災計画・廃止後の計画も踏まえた施設配置計画
 - ②周辺水路・地下水の水位・流向・水質データとその影響評価
 - ③地下水・湧水・放流水処理計画
 - ④設計説明書（設計・構造検討の基準適用）について
 - ⑤耐震設計（設計震度、耐震性能）における照査報告書
 - ⑥施設の安定計算・構造計算

- ⑦法面保護工の計画
- ⑧埋立処分計画を含む廃止までの事業計画・工程計画
- ⑨跡地利用計画
- ⑩施設の維持管理・修繕計画
- (2) 土質地質・地下水調査報告書
 - ①周辺の土質・地質及び地下水状況
 - ②調査目的と調査項目及び調査方法
 - ③調査・試験結果
 - ④調査結果による基礎地盤の評価
 - ⑤安定・構造計算に用いる定数の数値の考察
- (3) 排水計画説明書
 - ①降雨・地下水・湧水データ
 - ②計画降雨及び超過洪水の処理計画
 - ③防災調整池計画
 - ④場内の雨水・湧水・浸透水排水計画
- (4) 土工計画説明書
 - ①切土・掘削土量及び埋戻し・盛土量の数量計算書
 - ②覆土・残土計画
 - ③土砂流出対策
 - ④土壌溶出試験データ
- (5) 仮設計画説明書
 - ①工事用道路計画
 - ②仮排水計画
 - ③仮締切・仮設構造物計画
 - ④仮設工事計画・工程計画
- (6) 施設施工計画説明書
 - ①施設の施工計画
 - ②施設の施工管理計画
- (7) 維持管理計画説明書
 - ①搬入計画
 - ②埋立作業管理
 - ③モニタリング
 - ④施設点検管理
- (8) 防災計画説明書

- ①組織・連絡体制
- ②情報収集・点検及び変位測定
- ③応急対策
- ④復旧工事

2 1 その他知事が必要と認める書類

廃棄物処理施設の立地等に関する基準

昭和61年4月1日制定

平成7年4月1日一部改正

平成9年12月1日一部改正

平成23年7月1日一部改正

第1 趣旨

この基準は、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第4条第6項の規定により、廃棄物処理施設の立地等に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるものとする。

第3 最終処分場

1 立地環境等

（1）事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

イ 最終処分場（次に掲げるもののうち廃棄物の排出事業者のその事業活動を営んでいる場所におけるものを除く。）からの距離はおおむね1キロメートル以上であること。ただし、既設の最終処分場の設置者が当該最終処分場の規模を拡大する場合及び知事が適当と認める場合を除く。

（イ）既に設置されたもので埋立終了届が提出されていないもの

（ロ）指導要綱第4条第1項に基づく事前協議が提出されているもの

（ハ）市町村が計画中のもの

ロ 住宅、店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界からの距離は、おおむね50メートル以上であること。ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。

ハ 宅地の開発予定地（千葉県宅地開発事業指導要綱（昭和50年1月1日制定）の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で、未着工のもの）及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を含まないこと。

ニ 土地区画整理事業の予定区域（都市計画決定済み若しくはその手続中又は事業認

可の事前協議中のもの)及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を原則として含まないこと。

ホ 河川、海又は湖沼からの距離はおおむね50メートル以上であること。

ヘ 既設の最終処分場の拡大変更を行おうとする場合であって、かつ当該拡大変更の方法を嵩上げによろうとする場合は、当該変更を行った場合における施設の安定検討がなされ、安全性を確保できることが証明できること。

(2)次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

イ 自然公園特別地域

ロ 自然環境保全地域特別地区

ハ 鳥獣特別保護区

ニ 緑地保全地域

ホ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区

ヘ 風致地区

ト 保安林、保安林予定森林

チ 急傾斜地崩壊危険区域

リ 砂防指定地

ヌ 地すべり防止区域

ル 海岸保全区域

(3)次の場所を原則として含まないこと。

イ 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域(区)

ロ 郷土又は緑地環境保全地域

ハ 鳥獣保護区

ニ 首都圏近郊緑地保全区域

ホ 特定植物群落

ヘ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来土地利用計画がある区域又は場所

ト 都市計画法による住居及び商業の用に供する場所として、定められている地域

チ 文化財保護を図る必要のある場所

リ 優良農地として保全を図る必要のある場所

ヌ その他、知事が廃棄物最終処分場として不適当と認める場所

(4)最終処分場までの使用道路の条件

イ 幅員は大型車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。

ロ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補

修及び安全施設等の整備を行えること。

2 次の事項について承諾が得られること。

(1) 最終処分場予定地の土地使用者等

イ 最終処分場予定の土地を使用する権原が得られ、かつ、埋立処分する産業廃棄物の種類、埋立方法、跡地利用等の条件その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。

ロ 最終処分予定の土地までの搬入道路（国道、県道、市町村道及び法定外公共用道路を除く。以下同じ。）の管理者から、廃棄物の搬入に伴う車両の通行について、承諾が得られること。

(2) 隣接地の土地所有者等の承諾

最終処分予定地の隣接地（公図の筆と筆で隣接している場合であっても、最終処分場の計画区域からおおむね10メートル以上離れている場合を除く。）の土地所有者（農地の場合は耕作者を含む。）から、埋立処分する廃棄物の種類、埋立方法等について承諾が得られること。

(3) 水路等の管理者等の承諾

放流水（雨水、湧水等を除く。）がある場合は、放流地点からおおむね500メートル以内の河川、水路等の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者の場合を除く。）、水利権者及び耕作者の団体の長の承諾が得られること。

ただし、放流水が雨水、湧水等のみの場合であっても、地域の特性により、承諾が必要なことがある。

3 次の事項について指示された場合には、これらを満足させることができること。

(1) 閉鎖に係る誓約及び連帯保証

最終処分場の閉鎖に係る必要な措置に関して、これを確実に履行することを誓約できること。なお、借地に設置する場合には、当該土地所有者等が連帯してこれを保証できること。

(2) 跡地利用

埋立終了後、生活環境保全上支障を生ずるおそれのある土地利用を行わないことについて、土地所有者の承諾が得られること。

(3) 閉鎖後の保証

事業者等及び当該土地所有者等が最終処分場の閉鎖後において、最終処分場に係る苦情等の処理（補償及び賠償を含む。）を責任をもって行うことを誓約でき、これを連帯して保証できること。

(4) その他、最終処分場の立地等について必要なこと。

第4 中間処理施設及び再生利用施設

1 立地環境

(1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

イ 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。

ロ 宅地の開発予定地（千葉県宅地開発事業指導要綱（昭和50年1月1日制定）の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で、未着工のもの）を含まないこと。

ハ 土地区画整理事業の予定区域（都市計画決定済み若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの）を原則として含まないこと。

(2) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

イ 自然公園特別地域

ロ 自然環境保全地域特別地区

ハ 鳥獣特別保護区

ニ 緑地保全地域

ホ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区

ヘ 風致地区

ト 保安林、保安林予定森林

チ 急傾斜地崩壊危険区域

リ 砂防指定地

ヌ 地すべり防止区域

ル 海岸保全区域

(3) 次の場所を原則として含まないこと。

イ 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）

ロ 郷土又は緑地環境保全地域

ハ 鳥獣保護区

ニ 首都圏近郊緑地保全区域

ホ 特定植物群落

ヘ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来土地利用計画がある区域又は場所

ト 当該施設が、建築物または第一種特定工作物に該当する場合にあっては、市街化調整区域

チ 文化財保護を図る必要のある場所

リ 優良農地として保全を図る必要のある場所

ヌ その他知事が廃棄物の中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設に係る土地として、不相当と認める場所

(4) 中間処理施設又は再生利用施設に係る土地までの使用道路の条件

イ 幅員は搬入車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。

ロ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行えること。

2 予定地の土地使用权原等について次の承諾が得られること。

イ 中間処理施設又は再生利用施設に係る予定の土地を使用する権原が得られ、かつ、取り扱う廃棄物の種類、中間処理方法、再生利用方法その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。

ロ 中間処理施設又は再生利用施設に係る予定の土地までの搬入道路の管理者から、廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾が得られること。

3 その他、中間処理施設又は再生利用施設の立地等について必要なことについて指示された場合には、これらを満足させることができること。

第5 積替・保管施設

1 立地環境

(1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

イ 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。

ロ 宅地の開発予定地（千葉県宅地開発事業指導要綱（昭和50年1月1日制定）の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で、未着工のもの）を含まないこと。

ハ 土地区画整理事業の予定区域（都市計画決定済み若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの）を原則として含まないこと。

(2) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

イ 自然公園特別地域

ロ 自然環境保全地域特別地区

- ハ 鳥獣特別保護区
- ニ 緑地保全地域
- ホ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区
- ヘ 風致地区
- ト 保安林、保安林予定森林
- チ 急傾斜地崩壊危険区域
- リ 砂防指定地
- ヌ 地すべり防止区域
- ル 海岸保全区域

(3) 次の場所を原則として含まないこと。

- イ 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）
- ロ 郷土又は緑地環境保全地域
- ハ 鳥獣保護区
- ニ 首都圏近郊緑地保全区域
- ホ 特定植物群落
- ヘ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来の土地利用計画がある区域又は場所
- ト 当該施設が建築物に該当する場合にあっては、市街化調整区域
- チ 文化財保護を図る必要のある場所
- リ 優良農地として保全を図る必要のある場所
- ヌ その他知事が産業廃棄物の積替・保管施設に係る土地として、不相当と認める場所

(4) 積替・保管施設に係る土地までの使用道路の条件

- イ 幅員は搬入車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。
- ロ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行えること。

2 予定地の土地使用权原等について次の承諾が得られること。

- イ 積替・保管施設に係る予定の土地を使用する権原が得られ、かつ、取扱う産業廃棄物の種類、積替・保管方法その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。
- ロ 積替・保管施設に係る予定の土地までの搬入道路の管理者から、産業廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾が得られること。

- 3 その他、積替・保管施設の立地等について必要なことについて指示された場合には、これらを満足させることができること。

第6 施行期日及び経過措置

- 1 この基準は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に事前協議中の廃棄物処理施設については、従前の規定による。
- 3 最終処分場に係る事前協議書等の提出時において、従前の指導要綱に基づき廃棄物処理施設設置届出がなされたもので埋立処分が終了していない埋立処分場（廃棄物の排出事業者のその事業活動を営んでいる場所におけるものを除く。）からの距離はおおむね1キロメートル以上であること。ただし、既設の最終処分場の設置者が当該最終処分場の規模を拡大する場合及び知事が適当と認める場合を除く。

廃棄物処理施設の構造に関する基準

昭和 6 1 年 4 月 1 日制定
平成元年 1 0 月 1 日一部改正
平成 6 年 8 月 2 9 日一部改正
平成 7 年 4 月 1 日一部改正
平成 9 年 1 2 月 1 日一部改正
平成 2 3 年 7 月 1 日一部改正
平成 2 6 年 4 月 1 日一部改正
平成 2 8 年 9 月 1 5 日一部改正
平成 2 9 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 3 月 1 日一部改正
令和 7 年 6 月 2 7 日一部改正

第 1 趣旨

この基準は、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第 4 条第 6 項の規定により、廃棄物処理施設の構造に関し必要な事項を定める。

第 2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第 2 条に定めるところによるほか、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 5 2 年 3 月 1 4 日総理府・厚生省令第 1 号）の例によるものとする。

第 3 準用規格等

廃棄物処理施設の設計、施工に当たっては、次の規格等によるものとし、重複する場合は、この基準が優先する。

- (1) 日本産業規格
- (2) 全国都市清掃会議「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」
- (3) 日本河川協会「河川砂防技術基準」
- (4) 日本道路協会「道路土工指針」
- (5) その他関連規格等

第 4 最終処分場

1 最終処分場の種類

最終処分場は、埋立処分する廃棄物の種類により、次の 3 種類に分類するものとする。

- (1) 令第 7 条第 1 4 号イに規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「遮断型最終処分場」という。）

- (2) 令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「安定型最終処分場」という。）
- (3) 前(1)及び(2)以外の産業廃棄物又は一般廃棄物の最終処分場（以下「管理型最終処分場」という。）

2 共通基準

最終処分場に係る共通の構造基準は、次のとおりとする。

(1) 囲い等

イ 埋立処分場所（以下「埋立地」という。）の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。

ロ 囲いは、原則として処分場の全周囲に設けられていること。

ハ 囲いの構造等は、原則として、表－1の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒、破壊されないものとする。ただし、周囲の状況等によっては、表－2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとする。

ニ 出入口は、原則として一か所とし、門扉は前ハの構造を有し、施錠できるものとする。

表－1

高 さ	規格・材質
地盤面より1.8m以上	波形亜鉛引鉄板又はネットフェンス

(注) 波形亜鉛引鉄板については概ね10m毎に、1か所（幅1.0m程度）のネットフェンス等による風抜きを設置すること。

ただし、ネットフェンスは構造的に強固かつ耐久性のあるものとする。

表－2

高 さ	規格・材質
地盤面より1.8m以上	有刺鉄線（1種）＃14 径2.0mm以上 杭間隔は、2.0m以内 張り間隔は、0.3m以下の6本張り以上

(2) 表示等

イ 入口の見やすい箇所に、様式第1又は2により、一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

ロ 表示位置は、原則として門扉の付近とすること。

様式第 1

一般廃棄物の最終処分場				25	↑
処理施設設置者名	〇〇〇株式会社			25	
一般廃棄物の種類				25	↓
埋立処分の期間	年 月 日～ 年 月 日			25	
管理者名		連絡先		25	
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 → ← 200 →					

様式第 2

産業廃棄物の最終処分場（〇〇型）				25	↑
産業廃棄物処理業者名	千葉県知事許可第 号 〇〇〇株式会社			25	
産業廃棄物の種類				25	↓
埋立処分の期間	年 月 日～ 年 月 日			25	
管理者名		連絡先		25	
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 → ← 200 →					

(注) 1. 寸法の単位はcmとする。

2. 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。

3. 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。

4. 排出事業者の設置するものにあつては、「産業廃棄物処理業者名」とあるのを「排出事業者名」とし、許可番号は不要である。

5. 有害な産業廃棄物の最終処分場にあつては、「産業廃棄物最終処分場」とあるのを「有害な産業廃棄物の最終処分場」とする。

(3) 地滑り防止工・地盤沈下防止工

イ 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。

ロ 現地調査、地質・土質調査等により地滑り防止工法及び沈下防止工法を決定すること。

ハ 地滑り防止工法・沈下防止工法は第3の準用規格等によること。

(4) 開渠その他の設備

イ 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止できる開渠その他の設備が設けられていること。

ロ 設置位置は、原則として保安距離内とすること。

ハ 開渠その他の設備の断面等は、原則として次式により算定し決定すること。

(イ) 雨水流出量の算定

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)

C : 地形、地表面の状態等による流出係数

I : 降雨強度 (mm/h)

A : 流域面積 (ha)

(ロ) 断面等の決定

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³/sec)

A : 流水部の断面積 (m²)

V : 平均流速 (m/sec)

なお、 $V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot i^{1/2}$

i : 動水勾配

n : 粗度係数

R : 径深 (A / P)

P : 潤辺長 (m)

(ハ) 設計勾配

設計勾配は、水路の洗堀、土砂の堆積等の防止に充分配慮し決定すること。

(5) 構造物の設計

擁壁、土えん堤等の設計は、環境調査その他の調査結果を基に次の検討を行うこと。

イ コンクリート擁壁の設計

(イ) 擁壁を含む地盤全体の安定検討

(ロ) 擁壁が転倒、滑動しないかの検討

(ハ) 底面の反力により基礎地盤が破壊しないかの検討

(ニ) 地震時の防災対策、異常気象時の防災対策を含めた耐震設計の検討

(ホ) その他必要な検討

ロ 土えん堤等の設計

(イ) 土えん堤を含む地盤全体の安定検討

(ロ) 土えん堤が転倒、滑動しないかの検討

(ハ) 底面の反力により基礎地盤が破壊しないかの検討

(ニ) 地震時の防災対策、異常気象時の防災対策を含めた耐震設計の検討

(ホ) その他必要な検討

(6) 保安距離

イ 隣接地が農地、林地等又は公道（道路、水路）の場合

埋立地は、処分場境界線より内側に、水平距離で2.0メートル以上の保安距離を保つこと。

ロ 隣接地がその他の場合

埋立地は、その他の物件が破壊又は崩壊等することのないよう十分な保安距離を保つこと。

ハ えん堤の場合は法尻より、擁壁等の場合は基礎部より、それぞれ処分場境界線まで、イ及びロの保安距離を保つこと。

(7) 崩壊防止

イ 切土

(イ) 切土の設計は、土質状況、湧水、周辺環境、経時変化等を考慮した法面保護工を含め総合的に設計するとともに、状況変化に留意しながら施工すること。

(ロ) 土質が異なる場合は、安全側の勾配を採用し、単一切土断面とすること。

(ハ) 切土法面は、含水状態の変化や経時変化等の強度低下を考慮し検討すること。

(ニ) 降雨の浸入や浸食を防止するため、排水施設を適切に設けること。

ロ 盛土（土えん堤）

(イ) 盛土部は地山の伐開、除根等を必ず行い現地盤と盛土の密着を図ること。

(ロ) 地山が斜面の場合は段切を施し、盛土施工は使用する盛土材料、施工方法及び施工管理方法を検討し、十分敷きならし締め固めを確認しながら施工すること。

(ハ) 盛土材料、盛土高及び勾配は、所要の安定性を確保できるよう施工方法及び施工管理方法等考慮し設計するとともに、沈下や変形に留意し施工すること。

(ニ) 土えん堤の場合は、堤頂幅は3.0メートル以上とすること。

(ホ) 盛土材料は、原則として同一土質とすること。

(ヘ) 遮水工を施工する場合は遮水工に変形を生じないように施工性も考慮し設計するとともに、状況変化に留意しながら施工すること。

(ト) 土えん堤の埋立地外側の盛土法面は、降雨や地震による法面表層部の浸食や崩落の対策として、法面保護工、法覆工、排水施設を適切に設けるものとする。

(チ) 盛土法面に植生を行う場合、中低木の場合は50センチメートル以上、高木の場合は100センチメートル以上の覆土を行い、覆土部に植栽すること。

(リ) 降雨の浸入や浸食を防止するため、排水施設を適切に設けること。

ハ 小段

(イ) 切土の場合

① 同一土質からなる場合は、土質・岩質・法面の規模に応じて、原則として切土直高5.0メートルごとに、水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。

- ② 土質が異なる場合は、湧水等を考慮してその境界などにあわせて切土直高 5.0メートルごとに、水平距離 1.0メートル以上の小段を設けること。

(ロ) 盛土の場合

原則として盛土直高 5.0メートルごとに水平距離 1.0メートル以上の小段を設けること。

ニ 安定検討

基礎地盤、土質、地下水、湧水、周辺環境、施工方法等を考慮し、地盤の沈下等について総合的に安定検討すること。

ホ 法面保護

(イ) 埋立地以外の切土、盛土箇所は必要に応じ、表－３に掲げる工法により法面の崩壊防止工、保護工を施すこと。

(ロ) 植生工を採用する場合は、生育に必要な衣土及び肥料を施すこと。

(ハ) 必要に応じ小段排水溝、縦排水溝を設けること。

表－３

分類	工 法	目的・特徴
植 生 工	種子吹付工 植生マット工 張芝工 客土吹付工 厚層基材吹付工	浸食防止、 全面植生（緑化）
	植生筋工 筋芝工	盛土法面の浸食防止、部分植生
	植生穴工 土のう工	不良土、硬質土法面の浸食防止 部分植生
	樹木植栽工	環境保全、景観
構 造 物 に よ る 法 面 保 護	モルタル吹付工 コンクリート吹付工 石張工 ブロック張工 プレキャスト枠工	風化、浸食の防止 中詰めが土砂やぐり石の空詰めの場合は浸食防止
	コンクリート張工 吹付枠工 現場打ちコンクリート枠工 アンカー工	法面表層部の崩落防止、多少の土圧をうけるお それのある箇所の土留、岩盤はく落防止
	編柵工 じゃかご工	法表層部の浸食や湧水による流出の抑制
	落石防止編工	落石防止
	石積、ブロック積擁壁工 ふとんかご工 井桁組擁壁工 コンクリート擁壁工 杭工 補強土工	ある程度の土圧に対抗（抑止工）

(８) 地下水の水質監視用井戸

イ 地下水の状態を監視するため、水質監視用井戸を２か所以上設置すること。

(イ) 設置位置

地下水の下流側に１か所及びその他必要な場所に１か所以上設けること。

(ロ) 設置深さ

第一帯水層までとすること。

(ハ) 設置規格

管径１００ミリメートル以上とし、第一帯水層にストレーナーを設けること。

ロ 監視用井戸の水質検査は、当該井戸の設置後、直ちに実施すること。

ハ 水質検査項目は、表－４に定めるとおりとする。

(9) 隣接地の雨水等の処理

イ 処分場を設置することにより、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。

ロ 排水設備は原則として、埋立廃棄物と接触しない場所に設けること。

ハ 構造等

① 断面等の決定は、第４－２－（４）－ハの規定によること。

② 無孔管の管路式を原則とし、埋立廃棄物等の圧力、埋立重機、搬入車両等の荷重及び浸出液等の化学作用に十分耐える材質、管圧を有する構造とすること。

③ えん堤等構造物内を通る場合は、構造物に対し直角とし、影響距離を短くし、必要に応じ、止水壁を設けること。

④ 必要に応じ、地盤沈下対策及び管渠の補強対策を講ずること。

(10) 基準高の設定

イ 計画地周辺に、基準高（仮BM）を２か所以上設定し、埋立地の構造、廃棄物の埋立高さ、覆土の高さ等が常に判別できるようにすること。

ロ 基準高の設定は、沈下等変位のない構造又は位置であること。

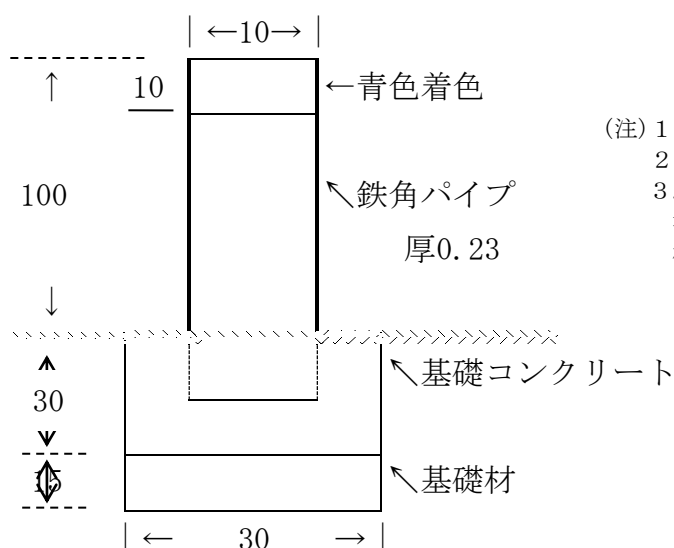
ハ 埋立地内の法面等に、中間覆土及び最終覆土の施工（厚さ）を表示すること。

(11) 最終処分場を表示する区域杭

イ 処分場区域は、図－１の区域杭を設置し区域を明確にすること。

ロ 区域杭は、原則としてすべての変化点に設置すること。

図－１



- (注) 1. 寸法の単位はcmとする。
2. 塗装は下地を白色、文字は黒色とする。
3. 鉄角パイプには、「一般廃棄物最終処分場区域杭」、「産業廃棄物最終処分場区域杭」のいずれかを表示すること。

表－4

項 目	
1	水素イオン濃度指数
2	生物化学的酸素要求量
3	化学的酸素要求量
4	塩化物イオン
5	電気伝導率
6	全シアン
7	鉛
8	六価クロム
9	砒素
10	ふっ素
11	総水銀
12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
13	カドミウム
14	ほう素
15	P C B
16	トリクロロエチレン
17	テトラクロロエチレン
18	ジクロロメタン
19	四塩化炭素
20	1, 2-ジクロロエタン
21	1, 1-ジクロロエチレン
22	1, 2-ジクロロエチレン
23	1, 1, 1-トリクロロエタン
24	1, 1, 2-トリクロロエタン
25	1, 3-ジクロロプロペン
26	チウラム
27	シマジン
28	チオベンカルブ
29	ベンゼン
30	セレン
31	アルキル水銀
32	クロロエチレン
33	1, 4-ジオキサン

各項目の分析方法については、2項から5項までの項目については総理府・厚生省令第一号に、6項から33項までの項目は環境庁告示第十号によること。

(12) 埋立地の保持

県の使用前検査後は、許可なく埋立区域及び埋立容量等構造は変更できないこと。

(13) 搬入道路、進入路

イ 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ、道路の拡幅又は待避所等の設置（廃棄物の使用は不可）により大型車両の通行に支障のないものとする。

ロ 搬入道路を新設する場合は、原則として幅員 5.5 メートル以上とし、アスファルトコンクリート舗装（廃棄物の使用は不可）以上の構造とする。

ハ 埋立地内の進入路は、原則として幅員 3.0 メートル以上とし、車両の通行に支障のないものとする。

(14) 覆土用土砂の保管設備

処分場区域内に、覆土用土砂を 20 立方メートル以上で、かつ必要な量を保管できる場所を設けること。また、土砂の飛散及び流出を生じないよう対策を講じること。

(15) 管理通路工

イ 埋立処分場の主えん堤及び小えん堤には維持、修繕及び管理のための管理通路を設けるものとする。

ロ 小えん堤は原則高さ 20 メートルごとに管理通路を設けるものとする。

ハ 管理通路の幅員は 3.0 メートル以上とし、えん堤天端幅以下の適切な値とする。

ニ 管理通路の構造は降雨が浸入しない構造とする。

ホ 搬入道路は管理通路を兼ねることができる。

(16) 消火設備

可燃性廃棄物を処分する場合は適切な消火設備を設けること。

(17) 洗車設備

タイヤに付着した泥等を洗い落とすことができる設備があること。

(18) 管理事務所

イ 最終処分場の設置及び維持、管理を行うために、必要最低限度の管理事務所を設置するとともに、必要に応じ、電話等を設置すること。

ロ 埋立終了（閉鎖）後は速やかに撤去可能な仮設建築物であり、その床面積は概ね 30 平方メートル以下であること。

ハ 設置場所は、処分場区域内であること。

ニ 図面等は、常に具備されるものであること。

3 遮断型最終処分場の個別基準

遮断型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 外周仕切設備

イ 埋立地には産業廃棄物の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた外周仕切

設備が設けられていること。ただし、これと同等以上の効力を有する岩盤等がある部分については、この限りではない。

自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

ロ 遮断効力

遮断効力を有するものとしては、水密コンクリート構造を原則とすること。

ハ 水密コンクリート

水密コンクリートは、土木学会「コンクリート標準示方書」等により、その材料、配合、打設、締固め及び養生等について特に注意してこれを施工すること。

ニ 構造耐力

自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して安全であるかの構造計算を行うこと。

ホ 腐食防止

コンクリート構造物の場合は、土木学会「コンクリート標準示方書」等により、鋼材の場合は、日本港湾協会「港湾の施設の技術上の基準・同解説」等により十分な腐食防止対策を施すこと。

(2) 内部仕切設備

イ 面積が50平方メートルを超え、又は埋立容量が250立方メートルを超える埋立地は、次の要件を備えた内部仕切設備により、1区画の面積がおおむね50平方メートルを超え、又は1区画の埋立容量が250立方メートルを超えないように区画すること。

自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

ロ 遮断効力

第4-3-(1)-ロの規定によること。

ハ 水密コンクリート

第4-3-(1)-ハの規定によること。

ニ 構造耐力

第4-3-(1)-ニの規定によること。

ホ 腐食防止

第4-3-(1)-ホの規定によること。

4 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 擁壁等

イ 埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であって、次の要件を備えたもの（「擁壁等」という。）が設けられていること。

自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

ロ コンクリート擁壁

(イ) 遮水壁を兼ねる場合

図－２のようにコンクリート擁壁が廃棄物の流出を防止するための遮水壁を兼ねる場合は、第４－３－（１）－ロ及びハのコンクリートとし、水抜き孔は設けないこと。又、その背後に浸出水の集排水設備を設けなければならない。

(ロ) 遮水壁を兼ねない場合

図－３のようにコンクリート擁壁が廃棄物の流出を防止するために設ける場合は、通常の土留壁同様に水抜き孔を設け、透水性の良い裏込材を用いて水圧が作用しないような構造とし、遮水工を施すこと。

ハ 土えん堤

第４－２－（５）～（７）の規定により築造し、遮水工を施すこと。

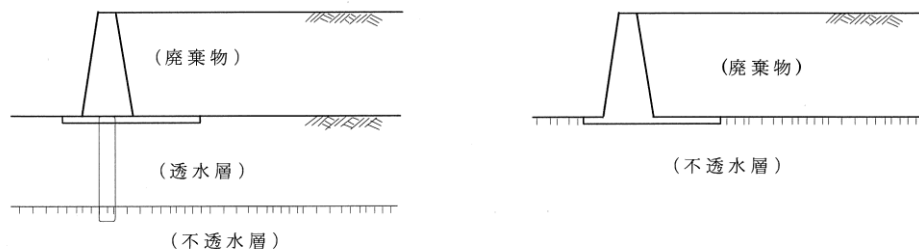
ニ 構造耐力

自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して安全であるかの構造計算を行うこと。

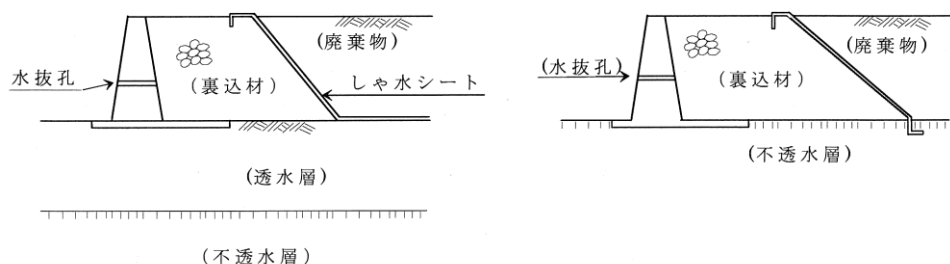
ホ 腐食防止

第４－３－（１）－ホの規定によるものとする。

図－２



図－３



(2) 遮水工、集水設備、浸出液処理設備等

イ 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行って区画）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、次の措置が講じられていること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために、必要な措置を講じた廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、この限りでない。

埋立地には廃棄物の投入のための開口部及び次に定める集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、排水設備）の部分を除き廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の埋立地からの浸出を防止することができる遮水工を設けること。ただし、埋立地と公共の水域及び地下水との間に十分な厚さの不透水性の地層その他遮水工と同等以上の効力を有するものがある部分については、この限りでない。

埋立地には、保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐その他の排水設備）を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）については、この限りではない。

ロ 集水設備により集められた保有水等（水面埋立処分を行う埋立地については、排水設備により排出される保有水等。以下同じ。）に係る放流水の水質を法に基づく設置許可申請書に記載した、自ら達成することとした数値に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。ただし、集水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽の貯留された保有水等が当該最終処分場以外の場所に設けられた浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される最終処分場ではこの限りでない。

ハ 遮水工

（イ）表面遮水工法は、シート工法を原則とし、最終覆土完成高まで設置すること。

（ロ）地中遮水工法は、十分な遮水性能と耐久性能を有する工法とすること。

（ハ）シート工法

① 使用材料は、遮水用シート（合成ゴム系、合成樹脂系）とし、予想される気候、使用年限、廃棄物の種類及び浸出液の性状により次項について検討し、採用すること。

a 引張強度が強く、フレキシブルであること。

b 菌類、浸出液等による劣化がないこと。

c 耐風化性があり、長寿命（耐用年数50年以上）であること。

d 黒色で、最低厚は1.5ミリメートルであること。

② 基盤の造成

埋立完了地の土圧を考慮し、必要に応じ基盤の強度改良を行うこと。

③ 天端部での固定

天端部でのシートは、引張、伸び、引裂き強さ等を考慮して原則としてL字形に固定すること。

④ 小段部での固定

法面が長大となる場合等は、小段部で接合し、シートにかかる張力の減少を図ること。

下部のシートは、引張、伸び等を考慮して、アンカー等で固定すること。

上部シートは、アンカー等を覆う構造とし、下部シートと確実に接合すること。

⑤ シート接合法

a 工場接合は、原則として、熱風溶着又は高周波ウェルダー方法によること。

b 現場接合は熱風溶着又は熱溶融型接着剤を原則とすること。

c 接合面の重ね合せは十分に採り、引張等に対し十分な強度を備えていること。

d シート端部処理は、地中埋込法を原則とし、張力等に耐える構造であること。

e 端部が構造物の場合は、次項⑥に準ずること。

⑥ 各種構造物との接合

a コンクリート構造物との結合

(a) 接着面の油、水、汚れを取り除き、十分乾燥させること。

(b) 所定量の接着剤を塗布し、乾燥後均一に圧着接合すること。

(c) 圧着接合後、帯鉄で押え、ピンを打ち、さらに上からシートで覆うこと。

(d) シート端部とコンクリート面の間にシーリング材を施すこと。

b 浸出液排水管渠等との接合

(a) 管渠は必ず無孔部と接合すること。

(b) 接着面の油、水、汚れを取り除き、十分乾燥させること。

(c) 所定量の接着剤を塗布し、乾燥後均一に圧着接合すること。

(d) 圧着接合後、帯鉄及びパイプバンドで押え、さらに上からシートで覆うこと。

(e) 法面部シート等との接合は、現場接合法により二重以上の構造とすること。

⑦ シート保護工

- a 廃棄物がシートと直接接触しない構造とし、シートが埋立廃棄物、埋立重機及び搬入車両の荷重等により破損しないよう50センチメートル以上の保護盛土（土砂）を施すこと。
- b シートの敷設下地は、角礫・突起物を除去して平均に仕上げ、シートとの下地の間には敷布（厚さ1センチメートル以上）等を敷くこと。
- c 地質の状況に応じて二重構造とすること。

(二) 地中遮水工法

- ① 継目の止水法は、十分な遮水性能と耐久性を有する工法とし、確実に浸出液の流出を防止すること。
- ② 不透水層への根入れ
根入長を十分取るとともに、打ち止めに留意し、不透水層との接合部からの浸出液の流出を防止すること。

(ホ) 不透水性の地層

不透水性の地層とは、透水係数で毎秒 1×10^{-9} メートル以下の地層が3.0メートル以上存在する場合とする。

ニ 埋立地内の集水設備

(イ) 集水設備は、処理流量及び集配水能力により決定するものとし、浸出液が局部的にも滞水することなく、速やかに集水できる構造と配置を有すること。また、使用期間と維持管理方法を考慮した十分な耐久性を有し、維持補修し易い構造と配置とすること。

(ロ) 処理流量は、廃棄物の保有水の浸出量と埋立地内の降水量の合計とする。

- ① 降水量の算出は、次式により算定する。
- ② 集・配水管の勾配は、上流ほど大きくすること。

$$Q = \frac{1}{1000} \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 平均浸出水量 (m³/日)
 C : 浸出係数
 I : 日降水雨量 (mm/日)
 A : 埋立地集水面積 (m²)

(ハ) 構造

- ① 集水設備は、管路式を原則とし、第4-2-(9)-ハ-②、③及び④の規定によることとし、この場合において「無孔管」を「有孔管」とすること。
- ② えん堤等構造物内、その上流側1.0メートル以上及び下流側は無孔管とすること。

(ニ) 集水設備には、維持管理作業や修繕・改善工事のための管理施設を適宜配置するものとする。

(ホ) 管理施設は、十分な強度及び耐食性を考慮した構造とするとともに坑内作業の難

易や作業員の安全のため十分な内空寸法を確保すること。

(ヘ) 集水機能の維持管理のため、降雨量、保有水位及び排水量を測定し、記録保存すること。

ホ ガス抜き設備

(イ) ガス抜き設備は、埋め立て廃棄物の性状等により必要に応じて設けること。

(ロ) ガスは、周辺の生活環境に支障のないように大気に放出すること。

(ハ) 構造

① ガス抜き設備は、管路式を原則とし、第4-4-(2)-ニ-(ハ)の規定によること。

② 縦管は、埋め立て重機等の作業によるズレ、破壊のない構造（法面埋込式等）であること。

③ 原則として、埋立地内の集水設備に接続すること。

ヘ 浸出液処理設備

(イ) 浸出液処理設備は、表-5に定める排水基準に適合させることのできるものであること。

(ロ) 集水設備から浸出液処理設備への流入管には、水量調整装置（開閉バルブ等）を設けること。

(ハ) 処理水を放流するための放流先（河川等）が確保されていること。

(ニ) 放流先までは、管渠等の構造であること。

ト 湧水対策

(イ) 切土法面等に湧水がある場合は遮水シート下面に集・排水設備を施すこと。

(ロ) 湧水は、他の排水と分離し、一時貯留できる構造（調整ピット等）とすること。

チ 自然発生ガス対策

遮水シート下面に発生ガスがある場合は、ガス抜き管を施工すること。

(3) 建設工事汚泥のみの最終処分場に係わる遮水工等の構造等は、協議の上、決定することができるものとする。

5 安定型最終処分場の個別基準

安定型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 擁壁等

第4-4-(1)の規定によること。

(2) 開渠その他の設備

埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入することを防止できる開渠その他の設備を第4-2-(4)の規定により設けること。

表-5

項 目		排 水 基 準
有害物質関係	(1) カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下
	(2) シアン化合物	不検出
	(3) 有機燐化合物	不検出
	(4) 鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下
	(5) 六価クロム化合物	0.05mg/L以下
	(6) 砒素及びその化合物	0.05mg/L以下
	(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L以下
	(8) アルキル水銀化合物	不検出
	(9) P C B	不検出
	(10) トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	(11) テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	(12) ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
	(13) 四塩化炭素	0.02mg/L以下
	(14) 1,2 -ジクロロエタン	0.04mg/L以下
	(15) 1,1 -ジクロロエチレン	1 mg/L以下
	(16) シス-1,2 -ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
	(17) 1,1,1 -トリクロロエタン	3 mg/L以下
	(18) 1,1,2 -トリクロロエタン	0.06mg/L以下
	(19) 1,3 -ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
	(20) チウラム	0.06mg/L以下
	(21) シマジン	0.03mg/L以下
	(22) チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
	(23) ベンゼン	0.1 mg/L以下
	(24) セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下

項 目		排 水 基 準
	(25) ほう素及びその化合物	海域 230mg/L以下 海域以外 10mg/L以下
	(26) ふっ素及びその化合物	海域 15mg/L以下(10mg/L以下)※1 海域以外 8mg/L以下
	(27) アンモニア，アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L以下
	(28) 1,4 - ジオキサン	0.5 mg/L以下 (10mg/L以下) ※ 2
有害物質以外	(1) 水素イオン濃度指数	海域 5.0以上9.0以下 海域以外 5.8以上8.6以下
	(2) 生物化学的酸素要求量 ※ 3	20mg/L以下 (10mg/L以下) ※ 5
	(3) 化学的酸素要求量 ※ 4	20mg/L以下 (10mg/L以下) ※ 5
	(4) 浮遊物質	40mg/L以下 (20mg/L以下) ※ 5
	(5) 鉱油類含有量	3 mg/L以下 (2 mg/L以下) ※ 5
	(6) 動植物油脂類含有量	5 mg/L以下 (3 mg/L以下) ※ 5
	(7) フェノール類含有量	0.5 mg/L以下
	(8) 銅含有量	1 mg/L以下
	(9) 亜鉛含有量	1 mg/L以下
	(10) 溶解性鉄含有量	5 mg/L以下 (1 mg/L以下) ※ 5
	(11) 溶解性マンガン含有量	5 mg/L以下 (1 mg/L以下) ※ 5
	(12) クロム含有量	0.5 mg/L以下
	(13) 大腸菌数	800コロニー形成単位/mL以下
	(14) 窒素含有量 ※ 6	120mg/L以下 ≪ 日間平均60mg/L以下 ≫ ※ 7
	(15) 燐含有量 ※ 6	16mg/L以下 ≪ 日間平均 8mg/L以下 ≫ ※ 7

分析方法については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年09月30日、環境庁告示64号）」によること。

※ 1 ()内値は排水量 30m³/日以上。

※ 2 規則附則（平成25年2月21日環境省令第3号）第2条から第5条の経過措置が適用される間、括弧内の基準値を適用。

※ 3 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※ 4 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※ 5 ()内値は排水量 500m³/日以上。

※ 6 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※ 7 ≪ ≫内値は東京湾に排出する場合にあわせて適用。

第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設

1 共通基準

(1) 囲い等

- イ 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設に係る土地（以下「中間処理場」又は「産業廃棄物の再生利用場」という。）の周囲には、みだりに人が中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場に立入るのを防止することができる囲いが設けられていること。
- ロ 囲いは、原則として中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場の全周囲に設けられていること。

- ハ 囲いの構造等は、原則として表－1の構造基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒、破壊されないものとする。

ただし、周囲の状況等によっては、表－2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとする。

- ニ 出入口は、原則として1か所とし、門扉は前ハの構造を有し、施錠できるものとする。

(2) 表示等

- イ 入口の見やすい箇所に、様式第3又は4により、一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理場であることを表示する立札その他の設備が、様式第5により産業廃棄物の再生利用場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。また、排出事業者が設置する中間処理施設であって、現に事業活動を営んでいる場所以外の場所に設置するものについては、様式第5の2により、その旨を表示する立札その他の設備が設けられていること。

- ロ 表示位置は、原則として門扉の付近とすること。

(3) 排水処理設備

- イ 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設からの排水を公共水域等に放流する場合は、その水質を表－5に定める排水基準に適合させることができる排水処理設備を設けること。なお、排水の地下浸透処理は行ってはならないこと。
- ロ 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設に係る排水を放流するための放流先（河川等）が確保され、かつ、放流先までは管渠等の構造であること。
- ハ 排水処理設備が、中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場以外の場所に設けられる場合には、処理する排水を確実に当該排水処理施設に輸送できる施設等を設けること。

様式第 3

一般廃棄物の中間処理場				25	↑
処理施設設置者名	〇〇〇株式会社			25	
一般廃棄物の種類				25	↓
処理方法				25	
管理者名		連絡先		25	↓
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 → ← 200 →					

様式第 4

産業廃棄物の中間処理場				25	↑
産業廃棄物処理業者名	千葉県知事許可第	号	〇〇〇株式会社	25	
産業廃棄物の種類				25	↓
処理の方法				25	
管理者名		連絡先		25	↓
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 → ← 200 →					

様式第 5

産業廃棄物の再生利用場				25	↑
産業廃棄物再生利用業者	千葉県知事指定	第	号 〇〇〇株式会社	25	
産業廃棄物の種類				25	↓
再生利用の方法				25	
管理者名		連絡先		25	↓
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 → ← 200 →					

(注) 1. 寸法の単位はcmとする。

2. 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。

3. 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。

4. 排出事業者の設置するものにあつては、「産業廃棄物処理業者名」とあるのを「排出事業者名」とし、許可番号は不要である。

様式 5 の 2

産業廃棄物中間処理施設（自社）	
施設の種類 ※ 1	〇〇の〇〇施設
処理する産業廃棄物の種類 ※ 2	〇〇〇（〇〇〇）
処理能力	〇〇 t / 日（〇〇 t / h × 〇 h）
許可年月日及び許可番号 ※ 3	〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇－〇〇－〇〇号
管理責任者	〇〇〇
連絡先	内線〇〇〇

6 0

6 0

- ※ 1 廃棄物処理法施行令第 7 条各号の表記を記載。
 ※ 2 法第 2 条第 4 項、第 5 項の種類を記載。（ ）書きで具体名を記載。
 ※ 3 設置届け出施設の場合は確認通知書の年月日とし、番号の後に（届出施設）と記載。

（4）雨水等の流入防止

中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場内へ外部の雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備が設けられていること。

また、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。

（5）排ガス対策

イ 煙突等から排出される排ガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができ構造とすること。

ロ 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設が、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設に該当する場合には、煙突等に測定口を設けるとともに、ばい煙を大気汚染防止法に定める排出基準以下とし、必要に応じ適切なばい煙処理施設を設けること。

（6）保管設備

中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場内に、必要に応じ次の要件を備えた廃棄物の保管設備を設置すること。

イ 廃棄物が飛散、流出し及び地下に浸透し、並びに、悪臭が漏れるおそれのない構造であり、また廃棄物の種類及び保管高に応じ十分耐えられる構造であること。

ロ 廃棄物を種類ごとに保管できること。

ハ 必要に応じ室内で保管すること。

(7) 搬入道路

- イ 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ、道路の拡幅又は待避所等の設置（廃棄物の使用は不可）により大型車両の通行に支障のないものとする。
- ロ 搬入道路を新設する場合は、原則として幅員5.5メートル以上とし、アスファルトコンクリート舗装（廃棄物の使用は不可）以上の構造とすること。
- ハ 中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場内の道路は、車両の通行に支障のないものとする。

(8) 消火設備

可燃性の廃棄物を取り扱う場合は、適切な消火設備を設けること。

(9) 洗車設備

必要に応じタイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備があること。

(10) 駐車設備

必要に応じ中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場内に十分な広さを有する廃棄物運搬車両及び自家用車等の駐車場を設けること。

(11) 管理事務所

- イ 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設の設置及び維持・管理を行うために、必要最低限度の管理事務所を設置するとともに必要に応じ電話等を設置すること。
- ロ 設置場所は、中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場内であること。
- ハ 図面等は、常に具備されるものであること。

2 一般廃棄物の中間処理施設の個別基準

令第5条第1項に規定するごみ処理施設に係る基準は第5-1の共通基準のほか規則第4条第1項の規定によること。また、法第8条第1項に規定するし尿処理に係る基準は第5-1の共通基準のほか規則第4条第2項の規定によること。

3 産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の個別基準

産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設に係る構造基準は、第5-1の共通基準及び規則第12条の2の規定による（ただし、令第7条に規定されている規模未満の施設も同規定を準用する。）ほか次のとおりとする。

(1) 構造耐力

自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して、構造耐力上安全であること。

(2) 腐食防止

産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために、必要な措置が講じられていること。

(3) 飛散、流出及び悪臭防止

- イ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- ロ 悪臭の発散防止については、排出口及び敷地境界線における臭気濃度を「悪臭防止対策の指針」（昭和56年6月20日大第90号）に定める基準以下とし、必要に応じ適切な脱臭装置を設けること。
- ハ 産業廃棄物の破碎、粉碎等により粉じんの発生する恐れのある場合には、粉じん防止装置を設けること。

(4) 騒音及び振動防止

- イ 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- ロ 騒音及び振動防止については、敷地境界線における騒音及び振動を騒音規制法及び振動規制法並びに当該市町村公害防止条例に定める規制基準以下とし、必要に応じ適切な防音又は振動防止装置を設けること。

(5) 受入設備及び貯留設備

- イ 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。
- ロ 産業廃棄物及び産業廃棄物に接触した水が地下に浸透しない構造であること。

(6) 廃油の油水分離施設

廃油の油水分離施設を設置する場合は、(1)から(5)のほか、脱臭設備として燃焼設備、スクラバー等を設置すること。また、油水分離施設において加熱工程を有する場合は、加熱工程で発生する揮発性成分について、大気放散しない構造とすること。

(7) 発酵施設

発酵施設（堆肥化施設、飼料化施設を含む。ただし、木くずのみを処理する堆肥化施設は除く。）を設置する場合は、(1)から(5)のほか、次のとおりとする。

- ① 受入廃棄物及び処理後物の保管施設は屋内に設置することとし、建屋は閉鎖できる構造とすること。
- ② 発酵施設は屋内に設置することとし、建屋は閉鎖できる構造とすること。
- ③ 脱臭設備として燃焼設備、スクラバー等を設置すること。

(8) 廃油の蒸留、精製施設

廃油の蒸留、精製施設を設置する場合は、(1)から(5)のほか、脱臭設備として燃焼設備、スクラバー等を設置すること。

(9) その他の設備

上記以外の処理施設を設置する場合は、(1)から(5)のほか、取り扱う産業廃

棄物及び施設の稼働による生活環境保全上の支障が生じない施設とすること。

第6 産業廃棄物の積替・保管施設の個別基準

産業廃棄物の積替・保管施設に係る構造基準は、次のとおりとする。

- 1 囲い等
- (1) 産業廃棄物の積替・保管施設に係る土地（以下「積替・保管場」という。）の周囲には、みだりに人が積替・保管場に立入るのを防止することができる囲いが設けられていること。
- (2) 囲いは、原則として積替・保管場の全周囲に設けられていること。
- (3) 囲いの構造等は、原則として表－1の構造基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒、破壊されないものとする。
- ただし、周囲の状況等によっては、表－2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとする。
- (4) 出入口は、原則として1か所とし、門扉は前（3）の構造を有し、施錠できるものとする。

- 2 表示等
- 入口の見やすい箇所に、様式第6により産業廃棄物の積替・保管場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

様式第6

産業廃棄物の積替・保管場				25	↑
産業廃棄物処理業者名	千葉県知事許可第 号 ○○○株式会社			25	
産業廃棄物の種類				25	125
積替・保管の方法				25	
管理者名		連絡先		25	↓
				25	
← 50 → ← 50 → < 25 > ← 75 →					
← 200 →					

- (注) 1. 寸法の単位はc mとする。
2. 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること
3. 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。

- 3 保管施設
- (1) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれのない保管施設であること。
- (2) 廃棄物を種類ごとに保管できるような仕切り壁等を設けること。

- (3) 仕切り壁は、コンクリート構造を原則とし、構造耐力上安全であること。
- (4) 床面は、コンクリート舗装（厚さ10センチメートル以上）を原則とする。
- (5) 廃棄物の保管高さを、保管施設の内壁に明示すること。
- (6) 液状廃棄物は、運び込まれた容器のまま保管できる構造とすること。
- (7) 悪臭のある産業廃棄物は密閉構造の保管施設とすること。
- (8) 必要に応じ屋内で保管できる構造とすること。

4 雨水等の流入防止

積替・保管場内へ外部の雨水等が流入するのを防止できる管渠その他の設備が設けられていること。

また、隣接地に雨水等が滞水する恐れのある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。

5 搬入道路

- (1) 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ、道路の拡幅又は待避所等の設置（廃棄物の使用は不可）により大型車両の通行に支障のないものとする。
- (2) 搬入道路を新設する場合は、原則として幅員5.5メートル以上とし、アスファルトコンクリート舗装（廃棄物の使用は不可）以上の構造とすること。
- (3) 積替・保管場内の道路は、車両の通行に支障のないものとする。

6 消火設備

可燃性の廃棄物を扱う場合は、適切な消火設備を設けること。

7 洗車設備

必要に応じタイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備があること。

8 駐車設備

必要に応じ積替・保管場内に十分な広さを有する廃棄物運搬車両及び自家用車等の駐車場を設けること。

9 管理事務所

- (1) 積替・保管施設の設置及び維持・管理を行うために、必要最低限度の管理事務所を設置するとともに必要に応じ電話等を設置すること。
- (2) 設置場所は、積替・保管場内であること。
- (3) 図面等は、常に具備されるものであること。

第 7 施行期日及び経過措置

- 1 この基準は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年 6 月 1 日の時点で現に設置されている従前の規定による小規模自己処分場にあつては、この基準は適用しないものとする。
- 3 この基準の施行の際、従前の諸規定に基づき指示を受けた事前協議中の焼却施設を除く廃棄物処理施設にあつては、従前の規定によるものとする。
- 4 この基準の施行の際、現に設置されている廃棄物処理施設にあつては従前の規定によるものとする。
ただし、焼却施設については規則で定める経過措置を適用するものとする。

(令和 7 年 6 月 27 日一部改正関係附則)

- 1 この基準は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

廃棄物処理施設の維持管理に関する基準

昭和61年4月1日制定
平成元年10月1日一部改正
平成6年8月29日一部改正
平成7年4月1日一部改正
平成9年12月1日一部改正
平成23年7月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成28年3月15日一部改正
平成28年9月15日一部改正
平成29年4月1日一部改正
令和6年3月1日一部改正
令和7年6月27日一部改正

第1 趣旨

この基準は「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第4条第6項の規定により、廃棄物処理施設の適正な維持管理に関し必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次の各号に掲げるものの例によるものとする。

- (1) 遮断型最終処分場 令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (2) 安定型最終処分場 令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (3) 管理型最終処分場 前(1)及び(2)以外の産業廃棄物又は一般廃棄物の最終処分場
- (4) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）

第3 最終処分場の基準

1 共通基準

最終処分場に係る共通の維持管理に関する基準は次のとおりとする。

- (1) 囲い等
 - イ 埋立処分場所（以下「埋立地」という。）の周囲の囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。
 - ロ 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。
 - ハ 門扉は、1日の作業終了後は、閉鎖し施錠すること。

(2) 表示等

- イ 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
- ロ 立札等が破損した場合は直ちに補修すること。

(3) 飛散、流出の防止

- イ 埋立地の外に廃棄物が飛散し及び流出しないように必要な措置を講ずること。
- ロ 廃棄物が風雨等により飛散及び流出しないようにするため、必要に応じ即時覆土、その他必要な措置が講じられるよう準備しておくこと。

(4) 悪臭の防止

- イ 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- ロ 悪臭が発散するおそれがある場合には、即時覆土、防臭剤の散布その他必要な措置を講じられるよう準備しておくこと。

(5) 火災の発生の防止

- イ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。
- ロ 埋立地内での火気の使用を禁止すること。
- ハ 消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検整備を行うこと。

(6) 害虫等の発生の防止

- イ ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。
- ロ 害虫等が発生するおそれがある場合には、即時覆土、薬剤の散布その他必要な措置を講じられるよう準備しておくこと。

(7) 騒音、振動及び粉じんの防止

廃棄物の運搬車両及び埋立作業に用いる重機等の作業機械の使用等に起因する騒音、振動及び粉じんにより、周辺的生活環境保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(8) 雨水の流入の防止

雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。

(9) 事故の防止

- イ 法第8条第2項第8号又は法第15条第2項第8号の規定による災害防止計画を遵守すること。
- ロ 常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には、場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合

には、変位測定等必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。

(10) 開渠等

埋立地の周囲の地表水が、埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

(11) 隣接地の雨水等の処理

隣接地の雨水等の排水設備は、雨水等が適切に排水されるよう点検を行うこと。

(12) 使用道路

- イ 使用道路(廃棄物運搬車両の走行する道路)が通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。
- ロ 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
- ハ 使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。

(13) 法面の保護

- イ 法面の植生保護のため、施肥等を行うこと。
- ロ 法面に小段排水溝、縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう点検を行うこと。
- ハ 基準高、区域杭等の表示設備は、常に判別できる状態に保つこと。

(14) 滞留水の排除

埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行おうとする区画）に滞留している水は、当該埋立地又は区画における埋立処分開始前に排除すること。

(15) 搬入時の廃棄物の確認

搬入される廃棄物について、埋立処分できる種類及び性状以外の廃棄物の混入を避けるため次により管理すること。

- イ 埋立処分できる種類又は性状のもの以外の廃棄物が付着等した廃棄物が搬入されないよう排出事業者、運搬業者との連絡をとるなどその管理体制を確立しておくこと。
- ロ 車両から廃棄物を荷降する前に、監視ゲート等により、搬入廃棄物が埋立処分できる種類及び性状のものであるかを確認すること。
- ハ 産業廃棄物処分業者にあっては、マニフェストで産業廃棄物の種類及び数量等を確認すること。
- ニ 特別管理産業廃棄物処分業者にあっては、特別管理産業廃棄物管理票及び排出事業者からあらかじめ交付された文書で特別管理産業廃棄物の種類及び数量等を確認し、

取り扱う際に注意すべき事項に留意すること。

ホ 荷降された廃棄物中に埋立処分できる種類及び性状のもの以外の廃棄物が認められた場合は、これを除去すること。

(16) 作業時間

時間を定めて作業を行うこととし、原則として早朝、深夜の埋立作業、車両の出入り等は行わないこと。

(17) 能力に沿った計画的埋立

イ 搬入された廃棄物の即時締め固め、整地及び必要な覆土等の作業に支障を及ぼさないよう計画的に埋立てするものとし、廃棄物の山積み保管をしないこと。

ロ 埋立に当たっては、廃棄物の厚さ、覆土の厚さ等を表示する丁張り等を利用し、計画的に行うこと。

ハ 埋立地を变形、改造したり、廃棄物の各層の埋立高を超えて埋立処分しないこと。

(18) 地下水の水質検査

イ 定期的に最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、その周辺の水域の水）の水質検査を行うこと。

ロ 地下水の水質検査は、観測用井戸水を採取し、表－１に掲げる項目のうち１から５までは月１回以上、６から３３までは年１回以上、同表の分析方法により分析を行うこと。

ハ 地下水の水質検査は、廃棄物の埋立開始前に表－１の項目について１回以上は実施しておくこと。

ニ 水質検査結果に異常が生じた場合には、直ちに廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査し、知事と協議の上必要な措置を講ずること。

(19) 記録及び保存

イ 最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。

ロ 廃棄物の搬入に係る車両の確認、廃棄物の種類の確認については、これを記録し、２年間保存すること。

ハ 最終処分場における埋立処分の進行状況を３か月に１回以上同一の位置から写真撮影し、最終処分場維持管理報告書に添付すること。

ニ （８）、（９）ロ、（１０）、（１３）及び（１４）に係る必要な措置を講じた場合は、その状況を記録した資料を速やかに報告すること。

(20) 管理事務所

イ 事務所内の見やすい位置に許可証又はその写、埋立計画図等を掲示しておくこと。

ロ 許可申請書又は届出書の写、帳簿又は伝票等を備えておくこと。

(21) 周辺地域への配慮

最終処分場と周辺住民との調和が図れるよう、最終処分場の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、当該処分場に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すること。

(22) 許可条件の遵守

許可に当たり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

2 遮断型最終処分場の個別基準

遮断型最終処分場に係る維持管理に関する基準は次のとおりとする。

(1) 外周仕切設備及び内部仕切設備の管理

イ 構造基準により設けられた外周仕切設備及び内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに埋立処分を中止させるとともに、これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。

ロ 定期的とは月 1 回以上とすること。

ハ 地震、台風等の異常事態の直後には、必ず点検を行うこと。

(2) 産業廃棄物の性状の確認

イ 表－2 の廃棄物の種類欄に掲げるもののうち、埋立処分できる廃棄物を埋め立てる場合には、廃棄物の性状を確認すること。

ロ 産業廃棄物の排出事業者に係る前イの確認は、表－2 に掲げる分析検査項目について、埋立処分前及び継続管理として 1 か月に 1 回以上分析検査を行うことにより行うこと。ただし、知事が認めた場合には、分析項目の一部を省略し、又は実施頻度を減らすことができる。

ハ 産業廃棄物の処理業者に係る前イの確認は、表－2 に掲げる分析検査項目について、受け入れする前及び継続管理として 3 か月に 1 回以上分析検査を行うことにより行うこと。ただし、当該分析検査は、排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することに替えることができる。

ニ 前ロ及びハの分析検査による確認結果は、5 年間保存すること。

3 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場に係る維持管理に関する基準は次のとおりとする。

(1) 擁壁等の保全

イ 埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備の定期的な点検及び変位測定等を実施し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

ロ 定期的とは月 1 回以上とすること。

ハ 地震、台風等の異常事態の直後には、必ず点検を行うこと。

(2) 遮水工の管理

イ 廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の埋立地からの浸出を防止することができる遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。

ロ 定期的とは月 1 回以上とすること。

ハ 地震、台風等の異常事態の直後には、必ず点検を行うこと。

(3) 浸出液処理設備

イ 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。

（イ）放流水の水質が法に基づく設置許可申請書に記載した、自ら達成することとした数値に適合することとなるように維持管理すること。

（ロ）浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

（ハ）定期的に放流水の水質検査を行うこと。

（ニ）定期的とは、月 1 回以上とすること。ただし、廃棄物の性状が一定で知事が認めた場合には、分析試験項目の一部を省略し、又は実施頻度を減らすことができる。

ロ 浸出液処理設備の機能の状態を把握するため、浸出液処理設備により処理する浸出液についても、原則として月 1 回以上定期的に水質検査を行うこと。

(4) 湧水の管理

湧水対策のための集排水設備が施されている場合は、湧水の状態を常に監視し、異常を認めた場合は水質分析等を行い、その原因究明、改善措置を講ずること。

(5) 廃棄物の性状の確認

イ 表－2 の廃棄物の種類欄に掲げる廃棄物を埋め立てる場合には、廃棄物の性状を確認すること。

ロ 廃棄物の排出事業者に係る前イの確認は、表－2 に掲げる分析検査項目について、埋立処分前及び継続管理として 1 か月に 1 回以上分析検査を行うことにより行うこと。

ただし、知事が認めた場合には、分析項目の一部を省略し、又は実施頻度を減らすことができる。

ハ 廃棄物の処理業者に係る前イの確認は、表－2 に掲げる分析検査項目について、受け入れする前及び継続管理として 3 か月に 1 回以上分析検査を行うことにより行うこと。ただし、当該分析検査は、排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することに替えることができる。

ニ 前ロ及びハの分析検査による確認結果は、5 年間保存すること。

(6) 廃石綿等の埋立

イ 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、次によること。

(イ) 埋立処分は、処分場内にあらかじめ溝又は穴を掘り、その中に二重梱包袋又は容器に入れたまま埋め立てること。

(ロ) プラスチック袋は、破損しないようにし、できるだけ重機等の使用を避けること。

(ハ) 袋又は容器が破損した場合は、速やかに飛散防止措置を講ずること。

(ニ) 1日の作業終了後、埋立面の上面に厚さ15センチメートル以上の覆土をすること。

ロ 廃石綿等の埋立量、埋立場所等について記録し、永年保存すること。

(7) 中間覆土

イ 埋め立てる廃棄物の一層の厚さは、2.0メートル（埋め立てる産業廃棄物のうち概ね40パーセント以上が腐敗物（有機性の汚泥、動植物性残渣、家畜ふん尿、家畜の死体及びこれらを処分するために処理したもの。以下同じ。）であるものにあつては、50センチメートル）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂で50センチメートル以上覆うこと。

ロ 中間覆土は計画的に行い、その施工時は、原則として廃棄物の搬入を中止すること。

ハ 中間覆土に必要な土量は常に確保しておくこと。

(8) 通気装置の管理

イ 腐敗物を含む廃棄物の埋立地については、通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。

ロ 通気装置の点検、検査は、月1回以上行うこと。

(9) 協議

建設工事汚泥のみの埋立処分にあつては、廃棄物の性状等の維持管理について、知事と協議して行うことができる。

4 安定型最終処分場の個別基準

安定型最終処分場に係る維持管理に関する基準は次のとおりとする。

(1) 擁壁等の保全

イ 埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

ロ 定期的とは月1回以上とすること。

ハ 地震、台風等の異常事態の直後には、必ず点検を行うこと。

(2) 埋立処分できる産業廃棄物

埋立処分できる産業廃棄物の種類は、法第2条第4項第1号に規定する廃プラスチック

ック類、令第2条第5号から第7号まで又は第9号に掲げる廃棄物（自動車等破砕物であるものを除く。）に限る。

(3) 最終処分場からの保有水等の漏洩の防止

イ 最終処分場から産業廃棄物と接触した水が場外へ漏洩しないよう必要な措置を講ずること。

ロ 万一、漏洩のおそれがある場合には、漏洩防止のための改善措置を早急に講ずるとともに、漏洩水については、表-3に掲げる項目について水質検査を行うこと。

(4) 中間覆土

イ 埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、2.0メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂で50センチメートル以上覆うこと。

ロ 中間覆土は計画的に行い、その施工時は、原則として廃棄物の搬入を中止すること。

ハ 中間覆土に必要な土量は常に確保しておくこと。

第4 最終処分場の閉鎖に係る基準

1 共通基準

最終処分場の閉鎖に係る共通の基準は次のとおりとする。

(1) 閉鎖の措置

イ 最終処分場は、埋め立てられた廃棄物の飛散及び流出、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染並びに埋立地からの火災の発生の防止のための必要な措置が講じられていることを確認した上で閉鎖すること。

ロ この確認は次の項目について行うこと。

(イ) 切土、盛土、えん堤等の崩壊防止工

(ロ) 雨水排水機能及び保有水の状況

(ハ) 浸出液による公共の水域、地下水の汚染防止措置

(ニ) 火災の発生防止措置

(ホ) 閉鎖後の管理体制並びに問題が生じた場合の責任体制及び経理的基礎

(2) 記録及び保存

最終処分場の閉鎖に当たって講じた措置記録を作成し、写真を添付して10年以上保存すること。

2 遮断型最終処分場の閉鎖に係る個別基準

遮断型最終処分場の閉鎖に係る基準は次のとおりとする。

(1) 閉鎖

埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下同じ。）は、速やかに次の要件を備えた覆

いにより閉鎖すること。

イ 所要の強度及び耐久性等の性能を有するコンクリートで造られ、かつ、その厚さが15センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。

ロ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

ハ 埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

(2) 閉鎖後の管理

イ (1)の規定により閉鎖した区画については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。

ロ 定期的とは、月1回以上とすること。

ハ 地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行うこと。

3 管理型最終処分場の閉鎖に係る個別基準

管理型最終処分場の閉鎖に係る基準は次のとおりとする。

(1) 開口部の閉鎖

廃棄物の埋立処分が終了した埋立地は、その表面を土砂でおおむね1メートル以上覆う等の措置を講ずることにより開口部を閉鎖すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）については、埋立地からの浸出を防止することができる遮水工と同等以上の効力を有するものにより閉鎖すること。

(2) 廃石綿等の埋立部分の閉鎖

廃石綿等の埋立完了後は、その上部全面に目印となるシートで覆うなどの措置を行った後、その表面を土砂で2メートル以上覆うこと。

(3) 閉鎖後の管理

閉鎖後、雨水排水機能及び保有水の有無等による施設の安全性が確保されていること。

4 安定型最終処分場の閉鎖に係る個別基準

安定型最終処分場の閉鎖に係る基準は次のとおりとする。

(1) 開口部の閉鎖

廃棄物の埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分の終了した区画）は、その表面を土砂でおおむね1メートル以上覆う等の措置を講ずることにより開口部を閉鎖すること。

(2) 閉鎖後の管理

閉鎖後、雨水排水機能及び保有水の有無等による施設の安全性が確保されていること。

第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設

1 共通基準

中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設に係る共通の維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 囲い等

イ 囲いは、みだりに人が施設内に立ち入るのを防止できるようにしておくこと。

ロ 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。

ハ 門扉は一日の作業終了後は閉鎖し、施錠すること。

(2) 表示等

イ 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

ロ 立札等が破損した場合は直ちに補修すること。

(3) 飛散、流出及び悪臭の防止

廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

(4) 火災の発生の防止

イ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。

ロ 消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検整備を行うこと。

(5) 害虫等の発生の防止

蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。

(6) 処理能力に見合った処理

イ 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。

ロ 施設への廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。

(7) 定期的な点検、機能検査

施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。

(8) 騒音、振動及び粉じんの防止

イ 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

ロ 粉じんの発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

(9) 雨水等の流入の防止

施設内に外部から雨水が流入しないよう必要な措置を講ずること。

また、隣接地の雨水が適切に排水されるよう点検を行うこと。

(10) 異常事態の対応

廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

(11) 事故の防止

常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。

(12) 使用道路

イ 使用道路(廃棄物運搬車両の走行する道路)が通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。

ロ 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。

ハ 使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。

(13) 搬入時の廃棄物の確認

搬入される廃棄物について、処理できる種類及び性状以外の廃棄物の混入を避けるため次により管理すること。

イ 処理できる種類又は性状のもの以外の廃棄物が付着等した廃棄物が搬入されないよう排出事業者、運搬業者との連絡をとるなどその管理体制を確立しておくこと。

ロ 車両から廃棄物を荷降する前に、監視ゲート等により、搬入廃棄物が処理できる種類又は性状であるかを確認すること。

ハ 産業廃棄物処分業者にあつては、マニフェスト、又は特別管理産業廃棄物管理票で廃棄物の種類及び数量等を確認すること。

ニ 荷降された廃棄物中に処理できる種類及び性状以外の廃棄物が認められた場合は、これを除去すること。

(14) 廃棄物の性状の確認

イ 廃棄物の排出事業者に係る確認は、中間処理後の廃棄物（他の中間処理施設において全量処理する場合を除く。）について、表－２に掲げる分析検査項目を１カ月に１回以上行うことにより行うこと。

ただし、知事が認めた場合には、分析項目の一部を省略し又は実施頻度を減らすこ

とができる。

- ロ 廃棄物処理業者又は産業廃棄物再生利用業者は、処理又は再生利用しようとする場合に、表－２に掲げる分析検査を受け入れする前及び継続管理として３カ月に１回以上行い、中間処理後の廃棄物については、前イの例によること。

ただし、当該分析検査は、排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することにより替えることができる。

- ハ 上記イ及びロの分析検査による確認結果は、５年間保存すること。

- ニ 建設工事汚泥のみの中間処理又は再生利用の場合にあっては、イからハまでの規定の適用は協議することができる。

(15) 放流水の検査

- イ 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的な放流水の水質検査を行うこと。

- ロ 放流水の水質が表－３に掲げる水質に適合するよう維持管理するとともに、月１回以上水質検査を行うこと。

- ハ 廃棄物の性状が一定で知事が認めた場合には、分析試験項目の一部を省略し、又は実施頻度を減らすことができる。

(16) 排ガスの検査

施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設に該当する場合には、定期的にはばい煙に関する排ガスの検査を行うこと。

(17) 記録及び保存

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、５年間保存すること。

(18) 周辺地域への配慮

中間処理場の維持管理に当たっては周辺住民との調和が図れるよう、中間処理場の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、当該処理場に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すること。

(19) 許可条件の遵守

許可に当たり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

2 一般廃棄物の中間処理施設に係る個別基準

令第５条第１項に規定するごみ処理施設の基準は、第５の１の共通基準のほか規則第４条の５第１項の規定によること。また、法第８条第１項に規定するし尿処理施設に係る基準は、第５の１の共通基準のほか規則第４条の５第２項の規定によること。

3 産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の個別基準

産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の基準は、第5の1の共通基準及び規則第12条の7の規定による（ただし、令第7条に規定されている規模未満の施設も同規定を準用する。）のほか次のとおりとすること。

（1）破碎施設

破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

（2）廃油の蒸留、精製施設

イ 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

ロ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を設けること。

（3）廃プラスチック類の熔融施設

イ 施設から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ロ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を設けること。

（4）発酵施設

イ 不適切な処理に伴う悪臭が発生しないよう適正な処理を行うこと。

ロ 脱臭設備が正常に機能するよう定期的に検査すること。

ハ その他悪臭の周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

（5）その他の施設

イ 中間処理後の産業廃棄物を再資源化して有効利用することを目的とする中間処理施設においては、次の事項を遵守すること。

（イ）処理後物は、その種類に応じて次の規格又は基準を遵守するとともに、生活環境の保全上支障が生ずることがないように適切に管理すること。

（i）産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格

（ii）県等が作成する指針やガイドライン等による規格

（iii）（i）又は（ii）に該当しないものについては、再生する資材の使用目的に応じて事業者が規格を作成し、県で適当と認めた規格

（ロ）資材の原料として適さない廃棄物は次のとおりとする。

（i）法第2条第3項で規定する特別管理一般廃棄物又は同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物であるもの

（ii）ばいじん又は焼却灰若しくは燃え殻であって、生活環境の保全上支障が生ずる

おそれがあるもの

(iii) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第8号）第2条第1項第1号イに掲げるもの

(iv) 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

ロ 施設から排出される廃棄物及び施設の稼働による生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

第6 産業廃棄物の積替・保管施設の基準

産業廃棄物の積替・保管施設に係る維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

1 囲い、表示等

(1) 積替え（保管）は、周囲に囲いが設けられ、かつ、廃棄物の積替え（保管）の場所であることの表示がされている場所で行うこと。

(2) 囲いは、みだりに人が積替・保管施設の敷地内に立ち入るのを防止できるようにしておくこと。

(3) 囲いが破損した場合は、直ちに補修すること。

(4) 門扉は、一日の作業終了後は閉鎖し、施錠すること。

(5) 立札、その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

(6) 立札等が破損した場合は直ちに補修すること。

2 飛散、流出及び悪臭の防止

(1) 積替え（保管）の場所から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(2) 悪臭の発散するおそれがある場合には、速やかに防臭剤の散布その他必要な措置を講じられるよう準備しておくこと。

3 害虫等の発生の防止

積替え（保管）の場所には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

4 積替・保管の方法

(1) 積替え（保管）の場所には特別管理廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入する

おそれのない場合はこの限りでない。

- (2) 特別管理産業廃棄物である廃油にあつては、容器に入れ密封すること等当該廃油の揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- (3) P C B汚染物にあつては、当該P C B汚染物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- (4) 腐食するおそれのある特別管理廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理廃棄物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- (5) 廃棄物の保管は以下に示す基準で産業廃棄物の積替えを行う場合を除き行つてはならないこと。
 - イ あらかじめ、積替えを行つた後の運搬先が定められていること。
 - ロ 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - ハ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- (6) 許可された保管施設以外の場所又は高さ等を超えて保管しないこと。
- (7) 積替・保管施設の維持管理状況を3カ月に1回以上同一の位置から写真撮影し、廃棄物処理施設維持管理報告書に添付すること。
- (8) 長期間の保管は行わないこと。
- (9) 積替・保管施設においては、廃棄物の種類の異なる物を混合して取り扱わないこと。

5 施設への搬入、搬出

- (1) 他の収集運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出についても自らが行うこと。
- (2) 積替・保管施設から他の積替・保管施設への搬出を行つてはならないこと。
- (3) 搬出先は、中間処理施設又は最終処分場ごとに明確であること。

6 雨水等の流入防止

施設内に外部から雨水が流入しないよう必要な措置を講ずること。
また、隣接地の雨水が適切に排水されるよう点検を行うこと。

7 使用道路

- (1) 使用道路（廃棄物運搬車両の走行する道路）が通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。
- (2) 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。

- (3) 使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて、補修等を行うこと。

8 火災発生の防止

- (1) 可燃性廃棄物の積替・保管に当たっては、火災の発生を防止するとともに、消火器その他の消火施設を備えておくこと。
- (2) 積替・保管施設内での火気の使用を厳禁すること。
- (3) 消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検、整備を行うこと。

9 事故の防止

常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に台風、大雨等の際には場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。

10 騒音、振動及び粉じん防止

運搬車両又は積替・保管作業に用いる重機等により周辺の生活環境に支障を及ぼすおそれのある場合には、必要な措置を講ずること。

11 排水対策

産業廃棄物に係る保有水及びこれに接触した雨水等の汚水の放流がないよう必要な措置を講ずること。

12 周辺地域への配慮

- (1) 積替・保管場の維持管理に当たっては周辺住民との調和が図れるよう、積替・保管場の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、当該積替・保管場に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すること。
- (2) 周辺の美化、清掃に心がけるとともに、保管施設の清掃をすること。

13 許可条件の遵守

許可に当たり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

14 記録及び保存

- (1) 積替・保管施設の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存すること。
- (2) 廃棄物の搬入、搬出に係る車両の確認、廃棄物の種類の確認については、これを記

録し、5年間保存すること。

第7 施行期日及び経過措置

- 1 この基準は、令和6年3月31日から施行する。
- 2 平成7年6月1日の時点で現に設置されている従前の規定による小規模自己処分場についてはこの基準を適用しないものとする。
- 3 この基準の施行の際、現に設置されている廃棄物処理施設にあっては従前の規定によるものとする。
ただし、焼却施設については、規則で定める経過措置を適用するものとする。

(令和7年6月27日一部改正附則)

- 1 この基準は、令和7年7月1日から施行する。

表－１ 地下水の水質検査項目及び分析方法

項 目		頻度
1	水素イオン濃度指数	月 1 回 以 上
2	生物化学的酸素要求量	
3	化学的酸素要求量	
4	塩化物イオン	
5	電気伝導率	
6	全シアン	年 1 回 以 上
7	鉛	
8	六価クロム	
9	砒素	
10	ふっ素	
11	総水銀	
12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
13	カドミウム	
14	ほう素	
15	P C B	
16	トリクロロエチレン	
17	テトラクロロエチレン	
18	ジクロロメタン	
19	四塩化炭素	
20	1,2-ジクロロエタン	
21	1,1-ジクロロエチレン	
22	1,2-ジクロロエチレン	
23	1,1,1-トリクロロエタン	
24	1,1,2-トリクロロエタン	
25	1,3-ジクロロプロペン	
26	チウラム	
27	シマジン	
28	チオベンカルブ	
29	ベンゼン	
30	セレン	
31	アルキル水銀	
32	クロロエチレン	
33	1,4-ジオキサン	

各項目の分析方法については、2項から5項までの項目については総理府・厚生省令第一号に、6項から33項までの項目は環境庁告示第十号によること。

表－２ 廃棄物の分析項目

試験方法	有害物質含有量試験等						溶出試験 ※１					
廃棄物の種類 分析項目	め汚 にで 処い 理・ し処 た分 もす のる た	燃 え が ら	ば い じ ん	廃 油	廃 酸 ・ 廃 アル カリ	廃 P C B 又 は P C B 汚 染 物	め汚 にで 処い 理・ し処 た分 もす のる た	燃 え が ら	ば い じ ん	鉍 さ い	廃 P C B 又 は P C B 汚 染 物	総理府令で定める基準 「金属等を含む産業廃棄物に係る 判定基準を定める省令 (昭和48年 総理府令第5号)」
pH	○				○							
含水率	○											
熱しゃく減量 ※２	○	○										
アルキル水銀化合物 ※３				○	○		○	○	○	○		検出されないこと
水銀又はその化合物				○	○		○	○	○	○		検液1Lに付き 0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物				○	○		○	○	○	○		検液1Lに付き 0.09mg 以下
鉛又はその化合物				○	○		○	○	○	○		検液1Lに付き 0.3mg 以下
有機リン化合物				○	○		○					検液1Lに付き 1mg 以下
六価クロム化合物				○	○		○	○	○	○		検液1Lに付き 1.5mg 以下
ヒ素又はその化合物				○	○		○	○	○	○		検液1Lに付き 0.3mg 以下
シアン化合物				○	○		○					検液1Lに付き 1mg 以下
P C B				○	○	○	○	○	○		○	検液1Lに付き 0.003mg 以下
トリクロロエチレン				○	○		○					検液1Lに付き 0.1mg 以下
テトラクロロエチレン				○	○		○					検液1Lに付き 0.1mg 以下
ジクロロメタン				○	○		○					検液1Lに付き 0.2mg 以下
四塩化炭素				○	○		○					検液1Lに付き 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン				○	○		○					検液1Lに付き 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン				○	○		○					検液1Lに付き 1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン				○	○		○					検液1Lに付き 0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン				○	○		○					検液1Lに付き 3 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン				○	○		○					検液1Lに付き 0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン				○	○		○					検液1Lに付き 0.02mg 以下
チウラム					○		○					検液1Lに付き 0.06mg 以下
シマジン					○		○					検液1Lに付き 0.03mg 以下
チオベンカルブ					○		○					検液1Lに付き 0.2 mg 以下
ベンゼン				○	○		○					検液1Lに付き 0.1 mg以下
セレン又はその化合物					○		○	○	○	○		検液1Lに付き 0.3 mg以下
1, 4-ジオキサン				○	○		○	○	○			検液1Lに付き 0.5 mg以下

ダイオキシン類 ※4	○	○	○									
------------	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

含有試験については、環境省水・大気環境局策定の底質調査方法に、溶出試験は環境庁告示第13号によること。

- ※1 含有量試験で不検出であった項目については溶出試験を行わなくともよい。
 - ※2 燃えがらについて熱しゃく減量が10%以下であること。
 - ※3 水銀又はその化合物が不検出であったものについてはアルキル水銀化合物の分析試験を行わなくともよい。
 - ※4 ダイオキシン類とはダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。
- 判断基準については試料1gに付き3ng以下（または、試料1Lにつき100pg以下）であること。

表－３ 放流水の水質検査項目

項 目		排 水 基 準
有 害 物 質 関 係	(1) カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下
	(2) シアン化合物	不検出
	(3) 有機燐化合物	不検出
	(4) 鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下
	(5) 六価クロム化合物	0.05mg/L以下
	(6) 砒素及びその化合物	0.05mg/L以下
	(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L以下
	(8) アルキル水銀化合物	不検出
	(9) P C B	不検出
	(10) トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	(11) テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	(12) ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
	(13) 四塩化炭素	0.02mg/L以下
	(14) 1,2 -ジクロロエタン	0.04mg/L以下
	(15) 1,1 -ジクロロエチレン	1 mg/L以下
	(16) シス-1,2 -ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
	(17) 1,1,1 -トリクロロエタン	3 mg/L以下
	(18) 1,1,2 -トリクロロエタン	0.06mg/L以下
	(19) 1,3 -ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
	(20) チウラム	0.06mg/L以下
	(21) シマジン	0.03mg/L以下
	(22) チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
	(23) ベンゼン	0.1 mg/L以下
	(24) セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下

項 目		排 水 基 準
	(25) ほう素及びその化合物	海域 230mg/L以下 海域以外 10mg/L以下
	(26) ふっ素及びその化合物	海域 15mg/L以下(10mg/L以下)※1 海域以外 8mg/L以下
	(27) アンモニア, アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L以下
	(28) 1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下 (10mg/L以下) ※ 2
有害物質以外	(1) 水素イオン濃度指数	海域 5.0以上9.0以下 海域以外 5.8以上8.6以下
	(2) 生物化学的酸素要求量 ※ 3	20mg/L以下 (10mg/L以下) ※ 5
	(3) 化学的酸素要求量 ※ 4	20mg/L以下 (10mg/L以下) ※ 5
	(4) 浮遊物質	40mg/L以下 (20mg/L以下) ※ 5
	(5) 鉱油類含有量	3 mg/L以下 (2 mg/L以下) ※ 5
	(6) 動植物油脂類含有量	5 mg/L以下 (3 mg/L以下) ※ 5
	(7) フェノール類含有量	0.5 mg/L以下
	(8) 銅含有量	1 mg/L以下
	(9) 亜鉛含有量	1 mg/L以下
	(10) 溶解性鉄含有量	5 mg/L以下 (1 mg/L以下) ※ 5
	(11) 溶解性マンガン含有量	5 mg/L以下 (1 mg/L以下) ※ 5
	(12) クロム含有量	0.5 mg/L以下
	(13) 大腸菌数	800コロニー形成単位/mL以下
	(14) 窒素含有量 ※ 6	120mg/L以下《日間平均60mg/L以下》※ 7
	(15) 磷含有量 ※ 6	16mg/L以下 《日間平均 8mg/L以下》※ 7

分析方法については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年09月30日、環境庁告示64号）」によること。

※ 1 ()内値は排水量 30m³/日以上。

※ 2 規則附則（平成25年2月21日環境省令第3号）第2条から第5条の経過措置が適用される間、括弧内の基準値を適用。

※ 3 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※ 4 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※ 5 ()内値は排水量 500m³/日以上。

※ 6 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※ 7 《 》内値は東京湾に排出する場合にあわせて適用。

環 境 調 査 指 針

昭和 6 1 年 4 月 1 日 制 定
平成 7 年 4 月 1 日 一 部 改 正
平成 2 3 年 7 月 1 日 一 部 改 正

第 1 趣 旨

この指針は、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下 「指導要綱」という。）別表 1 に定める環境調査報告書の作成に係る環境調査等の実施に関し、基本的な事項を定めたものである。

本指針の適用に際しては、施設の種類、規模及び設置等に係る諸条件等に応じ適切な応用を図るものとする。

第 2 用語の定義

この指針における用語の意義は、指導要綱第 2 条に定めるところによる。

第 3 環境調査

計画地及びその周辺の地形、土地利用等の状況について、必要な範囲を調査し、廃棄物処理施設に係る計画に当たっての基礎資料を得る。

1 調査方法

原則として既存の資料によることとし、必要に応じ現地踏査等を実施する。

2 調査項目

（1）地形

計画地及びその周辺について、くぼ地、平坦地、沢状地等の地形の現況を調査する。

（2）地質

地形図等により、計画地及びその周辺について表層から 5 0 m までの地質の分布状況を調査する。

（3）災害

計画地及びその周辺について、地滑り、土砂崩れ等過去の災害の履歴等を調査する。

（4）気象

計画地域の風向、風速及び降雨等の状況を調査する。

（5）植物、動物

計画地及びその周辺について、動植物の主な種類、貴重種の生息状況及び漁業、養

殖等の有無、規模等を調査する。

(6) 地表水

イ 公共水域

計画地及びその周辺について、河川、水路、湖沼等の名称、位置、規模及び計画地からの距離等を調査する。

ロ 雨水、湧水

計画地に係る雨水の流入、流出の状況及び計画地周辺の湧水の有無、規模等を調査する。

(7) 公有財産

計画地及びその周辺について、国（県、市町村）有財産、住民の共有する土地、水路等の有無及び現況を調査する。

(8) 土地利用状況

イ 都市計画

計画地及びその周辺について、都市計画法に基づく区域、地域地区、公共施設の予定地等の状況を調査する。

ロ 土地利用

計画地及びその周辺について、農地、優良農地、山林、宅地等の状況を調査する。

ハ 使用道路

使用予定の公道（県道、市町村道）の1日当りの交通量、交通安全施設の状況及び通学路の交通安全施設の状況を調査する。

ニ 住宅等

計画地周辺について、住宅等の分布状況及び常住人口等を調査する。

ホ 既設建物

計画地周辺について、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び住宅、店舗その他これらに準ずる建物に係る敷地の位置及び計画地からの距離等を調査する。

ヘ 宅地の開発予定地

計画地周辺について、宅地開発が予定されている区域の位置、規模及び計画地からの距離等を調査する。

(9) 水の利用状況（ただし、最終処分場以外の施設で、雨水以外放流しない場合は調査を要しない。）

イ 地下水の利用状況

(イ) 計画地周辺における飲料用自家井戸、共同井戸、農業用井戸、工業用井戸、その他の用に供する井戸の位置、分布等の状況を調査する。

(ロ) 計画地周辺における上水道、簡易水道、専用水道、小規模専用水道等の水源の位置、種類、規模、給水範囲及び計画地からの距離等を調査する。

ロ 地表水の利用状況

(イ) 河川（１級、２級又は準用河川）又は海域までの放流経路及び当該経路の利水（飲料用、農業用、工業用等）状況等を調査する。

(ロ) 放流先の１級、２級河川又は準用河川の下流域における上水道、簡易水道、専用水道、小規模専用水道等の水源の位置及び計画地からの距離等を調査する。

(ハ) 水道管の敷設状況

計画地周辺について、上水道の敷設状況を調査する。

(10) 指定文化財及び遺跡

計画地内について指定文化財、埋蔵文化財等の有無を調査する。

(11) 関係法令の規制状況

自然環境保全、緑地保全、農地保全、林地保全、災害防止、海岸保全、文化財保護等の関係法令の規制区域と計画地との関係を調査する。

第４ 最終処分場における環境調査

第３環境調査に加えて、計画地及びその周辺の地下水位、土質、地質等の状況を調査し、環境保全上安全な最終処分場を計画、設計するための基礎資料を得る。既存資料がある場合は活用する。

１ 調査方法

(１) 地下水

イ 計画地及びその周辺について、地下水位の状況及び地下水の流向を把握するのに必要な資料を得る。

ロ 計画地周辺にある既設の井戸及び地質調査結果等から、第１帯水層の位置及びその地下水の流向を推定する。

(２) 水質

イ 放流水がある場合には、放流口付近における公共水域の水質を把握するのに必要な資料を得る。

(３) 地形、地質、土質等

イ 調査項目は、以下に示す事項とする。

(イ) 計画地及びその周辺の地形

(ロ) 地層の性状及び傾斜

(ハ) 土質の物理的性質及び力学的性質

(ニ) 帯水層及び不透水層の位置、規模、透水性等

- ロ 調査範囲は、支持力、すべり、沈下などが影響する範囲について行う。
- ハ 現地調査における調査、試験方法は、土木学会「土質調査法」又は「土質試験法」に定められた方法による。

2 計画の検討

環境調査結果をもとに構造等の基本設計及び埋立計画を「廃棄物処理施設の構造に関する基準」及び「廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」に適合するよう検討する。

3 環境影響の検討

公共水域及び地下水に与える影響について検討する。